

令和3年 6月定例会

綾川町議会会議録

(第 4 回)

令和3年 6月28日開会

令和3年 7月 2日閉会

綾川町議会

令和3年 第4回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第169号

令和3年6月28日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第4回定例会を招集する。

令和 3年 6月21日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和 3年 6月28日 午前10時09分

閉会 令和 3年 7月 2日 午前11時04分 (会期5日間)

第1日目 (6月28日)

出席議員16名

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 三好東曜 |
| 2番 | 松内広平 |
| 3番 | 十河茂広 |
| 4番 | 植田誠司 |
| 5番 | 西村宣之 |
| 6番 | 大野直樹 |
| 7番 | 三好重徳 |
| 8番 | 岡田芳正 |
| 9番 | 井上博道 |
| 10番 | 川崎泰史 |
| 11番 | 福家功 |
| 12番 | 福家利智子 |
| 13番 | 横井薫 |
| 14番 | 鈴木義明 |
| 15番 | 河野雅廣 |
| 16番 | 安藤利光 |

欠席議員

なし

会議録署名議員

- | | |
|-----|------|
| 16番 | 安藤利光 |
| 1番 | 三好東曜 |

職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 水 谷 香 保 里 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 福 家 孝 司 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 戸 城 静 佳 |

地方自治法 121 条による出席者の氏名

| | | |
|-------------------------------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 前 田 武 俊 |
| 副 町 | 長 | 谷 岡 学 |
| 教 育 | 長 | 松 井 輝 善 |
| 参 事 兼 総 務 課 長 | | 松 本 正 人 |
| 支 所 | 長 | 宮 脇 雅 彦 |
| 税 務 課 | 長 | 宮 本 佳 和 |
| 学 校 教 育 課 長 | | 宮 前 昭 男 |
| 生 涯 学 習 課 長 | | 岡 下 進 一 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長 | | 横 井 邦 洋 |
| 建 設 課 | 長 | 辻 井 武 |
| 経 済 課 | 長 | 福 家 勝 己 |
| 副 支 所 長 兼 長 柄 ダ ム 再 開 発 事 業 推 進 室 長 | | 松 原 敏 和 |
| 住 民 生 活 課 長 | | 緒 方 紀 枝 |
| 保 険 年 金 課 長 | | 土 肥 奈 緒 美 |
| 陶 病 院 事 務 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | | 土 肥 富 士 三 |
| 健 康 福 祉 課 長 | | 高 嶋 健 一 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | | 久 保 田 真 人 |

傍聴人 10人

議 事 日 程

6月28日（月）午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 農業委員会委員の任命同意について
- 第 4 議案第 2号 綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3号 工事請負契約の締結について
(令和3年度綾川町B&G綾上海洋センター改修工事(建築))
- 第 6 議案第 4号 令和3年度綾川町一般会計補正予算(第2号)について
- 第 7 議案第 5号 指定管理者の指定について(介護老人保健施設あやがわ)
- 第 8 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第 2号
 - 1 令和2年度(第24期)株式会社綾南プラザ決算について(別紙)
 - 2 令和3年度(第25期)株式会社綾南プラザ事業計画及び予算について(別紙)
- 第10 報告第 3号
 - 1 令和2年度(第16期)有限会社綾歌南部農業振興公社決算について(別紙)
 - 2 令和3年度(第17期)有限会社綾歌南部振興公社事業計画及び予算について(別紙)
- 第11 報告第 4号 寄附金の受納について
- 第12 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について

追 加 議 事 日 程

- 第13 発議第 2号 性犯罪に関する刑法規定のさらなる改正を求める意見書について

6 月 定 例 議 会 日 程 表

議会運営委員会 令和3年6月

| 月 日 | 会議時刻 | 場 所 | 会議の区分 |
|----------|---------|----------------------|--|
| 6月28日(月) | 午前9時 | 第2会議室 | 議会運営委員会 |
| | 午前9時30分 | 農改2階ホール | 全員協議会 |
| | 午前10時 | 綾南農改センター 2階多目的ホール | 本会議 議会運営委員長報告 提案説明 一般質問 委員会付託 |
| | 本会議終了後 | 第2会議室 | 議会広報編集特別委員会 |
| 6月29日(火) | 午前9時30分 | 農改2階ホール | 総務常任委員会 |
| | 午後1時30分 | 農改2階ホール | 厚生常任委員会 |
| 6月30日(水) | 午前9時30分 | 農改2階ホール | 建設経済常任委員会 |
| | 午後1時30分 | 農改2階ホール | 学校等再編整備調査特別委員会 |
| 7月1日(木) | — | — | 休会 |
| 7月2日(金) | 午前9時 | 第2会議室 | 議会運営委員会 |
| | 午前9時30分 | 農改2階ホール | 全員協議会 |
| | 午前10時 | 綾南農改センター 2階多目的ホール | 本会議 委員長報告 ・総務 ・厚生 ・建設経済 ・学校等再編整備調査特別 採 決 |

★議案発送は 6月21日(月)の予定です。

★一般質問・総括質問の通告〆切りは 6月23日(水)正午です。

★議会におけるクールビズについて(10月31日まで)

- ・本会議では、原則、上着着用とする。(ノーネクタイ可)
- ・その他は、ノーネクタイ・ノー上着を可とする。

*ただし、議員徽章は着用すること。

★新型コロナウイルス感染予防対策のため、次の点にご留意下さい。

- ①本会議最終日(7/2)の出席者は、議員全員、3役、参事兼総務課長、事務局長、書記のみとする。
- ②会期中は、全員マスク着用を含む咳エチケット、石鹸や消毒液による手洗いを徹底すること。
- ③会議等には、各自で筆記用具を用意すること。

令和3年4回 綾川町議会定例会

6月28日 午前10時09分開会

○議長（河野）おはようございます。只今、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、只今から、令和3年第4回 綾川町議会定例会を開会致します。今定例会も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、主に、このホールにての開催と致します。なお、「本会議の録画用ビデオカメラ」の撮影と議場内写真撮影のため、職員の入室を許可致しております。

○議長（河野）それでは、これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、16番安藤利光君、1番三好東曜君の兩名を指名致します。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題と致します。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○議会運営委員長（三好重）はい、7番、三好です。

○議会運営委員長（三好重）おはようございます。只今、議題となりました、今、定例会の会期等につきましては、去る、6月4日午前11時、また本日午前9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いましたので、その結果について、ご報告申し上げます。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び、議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本参事の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、「会期」につきましては、提出の議案概要及び諸行事等を考慮して、本日より7月2日金曜日までの5日間と致したいと思っております。

また、今定例会に提案される案件は、10件であり、執行部からは、「人事案件」1件、「条例案件」で「一部改正」が1件、「契約案件」1件、「予算案件」1件、「その他の案件」が1件、「報告案件」が4件であり、合計9件です。議会からは、「議会運営委員会の継続審査の案件」が1件であります。

次に、本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する「提案理由」の説明を頂きます。その後、各議員から通告のあった「一般質問」を順次行います。その後、上程されました議案を、それぞれ所管する各常任委員会に付託し、本日の会議は散会と致します。また、本会議散会後に「議会広報編集特別委員会」を開催頂きたいと思っております。

次に、今定例会の会期中における、会議の予定についてご報告致します。明日、6月29日、午前9時30分より、「総務常任委員会」、午後1時30分より、「厚生常任委

員会」、6月30日、午前9時30分より、「建設経済常任委員会」、午後1時30分より、「学校等再編整備調査特別委員会」を、それぞれ開催願うことと致しました。7月2日を、今定例会の最終日とし、午前9時より、「議会運営委員会」、9時30分より、「全員協議会」を順次開催した後、10時より「本会議」を再開し、各委員長報告の後、「質疑」、「採決」の順で進め、今定例会を閉会致したいと思っております。以上が、今定例会の会議日程等であります。

また、今後開催される各常任委員会や委員協議会などの会議における、執行部の発言者の対応について、先程開催されました議会運営委員会並びに全員協議会において了承されました内容をご報告申し上げます。

昨年8月に議会タブレットが導入され、現在本格運用に向けて、議員、執行部ともに、ペーパーレス化の推進にご協力頂いているところであります。そうした中、執行部より協議事項の説明を頂く際、従来、委員長の「着座してください。」という発言がない限り、起立したまま説明を頂いておりました。しかしながら、タブレットを見ながらマイクを持って起立姿勢で説明をすることは難しいことから、今後は、委員長の発言許可を得てご起立頂き、原則、協議事項の具体的な説明に入るタイミングで着座にてご説明を頂けたらと思っております。なお、委員からの質問に対しては、これまでどおり、原則起立姿勢でご回答をお願い致します。詳細な要領につきましては、執行部の皆さまには、本日中午に、議会事務局よりお知らせ致します。宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力願いますとともに、十分な審議を頂きますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（河野）本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から7月2日までの5日間と致したいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって、会期は本日から7月2日までの5日間と決定致しました。

○議長（河野）日程第3、議案第1号、「農業委員会委員の任命同意について」から、日程第11、報告第4号、「寄附金の受納について」までを、一括議題と致します。

○議長（河野）本件について、只今より、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）はい町長。

○町長（前田）おはようございます。本日開会致しました第4回定例会にご提案申し上げます議案5件、報告4件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、全ての町民の皆さまに、これまでの新型コロナウイルス感染拡大防止に対するご理解とご協力に対しまして心よりお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症との闘いは、非常に長いものとなり、医療・福祉・労働・事業関係者等、全ての皆さまを

肉体的・精神的に疲弊させている状況にあります。しかし、これまで、皆さまの「コロナに負けない」強い意志が、苦難を乗り越える力となっていると感じております。本町のコロナワクチン集団接種は、4月17日、75歳以上の方から始まりました。5月・6月と高齢者に対しての接種を実施し、6月16日からは、60歳から64歳の方の接種予約を開始しました。6月13日現在で、65歳以上の2回目の接種完了者は37.2%となっております。これから順次拡大し、9月中旬までには、接種希望者の接種完了を目指して参ります。今後も、必ず「新しい日常を取り戻す」強い決意を持って、新型コロナウイルス感染症対策を実施して参ります。未来を見据え、全ての政策において、歩みを止めることなく取り組んで参りますので、引き続きご理解とご協力をお願い致します。

まず、議案第1号の「農業委員会委員の任命同意について」は、令和3年第2回定例会におきまして、19名のうち18名の同意を頂いております。残り1名につきまして、町広報誌及び町ホームページでお知らせし、農業委員の推薦・募集を行い、5月17日に農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、認定農業者である福家範行氏を農業委員会委員の任命予定者としたものであります。任期につきましては、令和3年7月20日から3年間であり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第2号「綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、陶病院における訪問看護ステーションにおいて、職員が夜間等に待機するときの手当を、月額から職務実績に合わせた1回あたりの額に改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「工事請負契約の締結について」は、『令和3年度綾川町B&G綾上海洋センター改修工事（建築）』について、指名競争入札を、去る6月4日に執行致しました結果、株式会社 高岸工務店 代表取締役 松木良太氏と消費税込み7,480万円で仮契約を締結致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第4号 令和3年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について、申し上げます。すべて、新型コロナウイルス感染症対策事業であり、総務費外3款で、計5,186万5千円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を98億258万5千円とするものであり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。まず、子育て対策であります。低所得の子育て世帯への生活支援として、令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者等で、町民税均等割が非課税、又は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し町民税均等割が非課税相当の収入になった者に対し、国が新たに児童一人あたり5万円を支給する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」として1,810万円を、また、その事務に係る経費として178万円を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症対策の学生支援事業として、奨学金等の学資を借り受けている緊急事態宣言対象地域

の県外大学等修学者に対しまして、支援金を給付しておりますが、5月以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発出された対象地域の追加、期間延長に伴い、更なる学生の生活支援を行うため、672万円を増額するものであります。

次に、経済対策と致しましては、県の実施する「かがわ安心飲食店認証制度」により認証を取得した店舗に対し、町独自に1店舗あたり10万円を補助する「あやがわ安心飲食認証店応援事業」を創設し、1,000万円の補助金を計上しております。次に、保健事業では、コロナ禍において受診率が低下している胃がん検診を安心して実施して頂くため、町内の医療機関で内視鏡用ウイルス感染症対策として備品等を購入した医療機関に対して、導入補助を行うため、152万6千円を計上しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、現在、集団接種を迅速かつ円滑に実施するため、綾歌地区医師会、綾歌郡薬剤師会、本町職員等関係者が一丸となって事業に取り組んでおります。しかし、今後も接種を速やかに進めるためには、接種開始当初に見込んだ以上に人と物が必要となっております。また、夏の時期を迎え、接種会場となる総合運動公園体育館の熱中症予防対策を十分に整えることも肝要であり、スポットエアコン・ミスト扇風機・ウォーターサーバー等を設置致します。これらの対策に必要な人件費、消耗品費、使用料として、1,373万9千円を計上しております。

次に、議案第5号は「指定管理者の指定について」の議案であります。厳しい経営状況にある『介護老人保健施設あやがわ』について、民間事業者の持つ運営ノウハウを活用することにより、持続可能な老人保健施設の健全な経営を確保し、良質な介護サービスを継続的に提供していくため、一般公募により公益社団法人 地域医療振興協会を指定管理者の候補者として選定しました。令和4年4月1日から5年間の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」であります。令和2年度の一般会計予算繰越明許費に係る繰越事業は、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」等の13事業であり、総額3億9,768万4千円を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を議会に報告するものであります。

次に、報告第2号「令和2年度（第24期）株式会社綾南プラザ決算について、並びに令和3年度（第25期）株式会社綾南プラザ事業計画及び予算について」であります。うどん会館は、令和2年12月13日にプレオープン、令和3年3月28日にグランドオープンして営業を再開しており、令和2年度決算につきましては、経常損失は、605万6,345円、法人税等充当額を差し引いた当期損失は、710万4,233円となり、当期末利益剰余金は、504万3,915円となっております。

次に、「令和3年度事業計画及び予算について」であります。4月1日からは穴吹エンタープライズ株式会社が新たな指定管理者となっており、株式会社綾南プラザは、

法人としての役割を終えたことから、解散も含め、今後の方向性を決定して参ります。収支予算では、経常損失は、60万円、固定資産除却損及び法人税等充当額を差し引いた当期損失は、287万8千円を見込んでおり、令和3年度末の利益剰余金としては、216万5,915円を予定しております。以上の内容で、株主総会におきまして承認を頂いておりますことを、併せてご報告致します。

次に、報告第3号「令和2年度（第16期）有限会社綾歌南部農業振興公社決算について、並びに令和3年度（第17期）有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」であります。

まず、令和2年度の決算につきましては、遊休農地解消並びに遊休農地化防止対策として19.1haの農地で「蕎麦」「菜種」「白大豆」「小麦」を栽培し、管理して参りました。事業による収支は、1,236万8,370円の損失となっております。しかし、経営所得安定対策による交付金などの事業外収益1,757万8,859円により、経常利益は、521万489円、法人税等を差し引き、当期利益は、407万4,889円となり、当期末利益剰余金は、2,956万7,498円となっております。

次に、「令和3年度事業計画及び予算について」であります。前期に引き続き、農作業受託事業及び遊休農地対策として「蕎麦」「菜種」「白大豆」「小麦」を栽培し、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。また、「綾川そば」や「菜種油」のPRに努め、販路拡大を図るとともに、農業委員会と連携し、さらなる遊休農地対策を図って参ります。令和3年度の収支予算では、299万1,602円の経常利益を見込んでおり、法人税等を差し引き、当期利益金225万2,102円を予定しております。以上の内容で、株主総会におきまして承認を頂いておりますことを、併せてご報告致します。

最後に、報告第4号「寄附金の受納について」は、福祉向上寄附金として、匿名の方々より4万円、綾川町陶6729番地5 長尾罔夫様より10万円、をご寄附頂き、ありがとうございましたのでご報告します。

以上をもちまして、議案5件、報告4件についての説明を終わります。詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野） これをもって、提案理由の説明を終ります。

○議長（河野） 次に、「議会関係等の3月から昨日までの主な行事関係」及び「一般質問の通告事項」は、紙による配布は致しておりませんので、各自タブレットにて、ご確認くださいよう、お願い致します。

○議長（河野） それでは只今より、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

○議長（河野） 12番、福家利智子君。

○12番（福家利） 議長、12番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。なお、福家君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○12番（福家利） はい。改めておはようございます。通告に従い一般質問をさせて頂き

ます。

1点目。中学校の校則について。6月8日付けで文科省から全国教育委員会に、「校則は、学校が教育目的を達成するため必要かつ合理的な範囲内において定められるもの」と通知されています。ある高校の女子生徒がもともと髪の毛の色が茶色い髪なのに、学校で地毛を黒く染めるように強要されことを訴訟し、今年の2月に判決が下されました。これをきっかけにマスコミやネットでの言葉を使えばブラック校則ということが大きくクローズアップされてきました。服装の乱れは心の乱れ、心の乱れは服装に現れるとよく聞きますが、今年の1月、保護者の方から、私に電話がありました。その内容は中学校の「生徒心得の見直し」についてです。具体的には、寒い時期に、女子生徒が体調を崩した時に、タイツ着用の許可をもらうため、保護者が学校に電話したところ、「白いタイツを履いてきてください。」と言われました。生徒心得の中には、「肌色」と指定されています。今後のタイツの色を複数の色にしてほしい。」との要望を頂きました。このことについて、不合理ではないかということです。本来であれば、校則というのは学校の自治にかかわる問題で、学校の現場の中で議論され、生徒会やPTA、学校運営協議会等組織を含めたボトムアップの議論も必要ではないでしょうか。社会のルールや法があるように、学校にも最低限守る約束があること、そして学校、地域や家庭に信頼され、生徒が心身ともに健全な成長ができる学校づくりを進めていくために、改めて来年の4月に新しい中学校「綾川中学校」の校則はどのように進んでいるのか教育長にお伺い致します。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） 議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（松井） 福家利智子議員のご質問の「中学校の校則」についてお答え致します。

集団生活の場である学校には一定のきまりが必要です。学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要であり、このような観点から校則は教育的意義を有しております。

平成23年3月に文部科学省から出された「生徒指導提要」では、校則は学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものであると示されています。そのため、校則の内容は社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で学校や地域の実態に応じて適切に定められる必要があります。

綾川町教育委員会としては、中学校統合が具体的に進められている本年度、校則を見直す上で一つの好機と考えております。そこで、現在の綾上・綾南両中学校の教員で編成する「綾川町立綾川中学校」学校運営等検討部会において、これまで運用されてきた両中学校の校則等を見つめ直す作業を本格的に開始致しました。

議員のご指摘にもございますように、学校が地域に信頼され、心身ともに健やかな生徒を育成するために、統合中学校にふさわしい校則を創る必要があります。このことを踏まえ、生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるような教育的

効果をもつ校則になるように配慮すること、生徒会総会等で生徒が校則について話し合う機会を設けたり、地域住民や保護者代表等で構成される学校運営協議会等で議論したりすることも重要であると考え、学校へ指導・助言していく所存であります。以上で、福家利智子議員の「中学校の校則」についての答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○12番（福家利）議長。

○議長（河野）福家君。

○12番（福家利）はい。教育長が今答弁頂きましたが、校則はですね、学校が心身の発達過程にある、生徒の集団生活の場であることや、社会基盤について学ぶであること前提にですね、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための、行動指針であるということをご存じだと思います。そうした中でですね、この生徒心得をこれまで見直しをされたかどうか、そのされた内容をお聞きしたいと思います。

○議長（河野）宮前学校教育課長。

○学校教育課長（宮前）ただいま福家議員の方から再質問と致しまして、これまでの中学校において、校則の見直しがされたか、また、その内容についてはどういうものかというご質問であろうかと思っています。まず、校則の見直しにつきましては、各学校とも行っております。その際に、いわゆる生徒会の方からのご提案・要望という内容のものもございます。その内容につきましては、最近でありますと、いわゆる通学用のバック、手提げカバンにつきましては、もっと利用しやすくということで、リュックタイプそういうものの利用を可とするという校則改正をした経緯がございます。そういった形で、本町各学校におきましては、生徒からの要望につきましても、その内容についての精査をし、生徒また学校との共通認識をしながらの校則改正はこれまでも実施して参ったという事であります。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○12番（福家利）議長。

○議長（河野）福家君。

○12番（福家利）はい。今、課長がですね見直しの内容、示していただいた中身はですね、最近の話だと思います。これまで私も子ども2人を育ててきました中で、兄弟5歳開いているんですが、その当時綾南中学校に通った時には生徒の心得は一切見直しはなかったと私は思っております。私もですね、PTAの役員をしていた関係でですね、そういう情報は持っていました。最近ですね、このバック、生徒からのバックを見直して下さいということなんですが、その都度その都度やっぱりですね、これまでの多様化の中で、最近というのはちょっとなかなか上からの押しつけだと私は思っております。そういった意味でも、本当にですね、コミュニケーションを取りながらですね、先生とかPTAさらには学校運営協議会、地域共々ですね、そういう機会があればですね、検討して頂くことをお願い致します。

それとですね、そこにですね、いろんな生徒の心得に反してですね、いろいろその注

意というか、先生から注意をする時にですね、まあ体罰はいたらなくてもですね、度重なる注意、強い口調での指導、保護者の呼び出し等からですね、生徒がですね、これによってですね、不登校になった生徒もいると私は思いますが、そこを教育長、どういう見解を持っているかをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） これまでも、校則については、その都度ですね、子ども達の意見を聞きながら、またその時代に合うたようなですね形で、変遷、変わってきたというふうに思います。

指導については、時にですね、そうですね、学校の全体をですね、まとめるために、どうしても必要であると、強く言う時もあるですね、確かにございます。そのことによって子どもが子ども達はその不登校になっていくという事はですね、それはもう非常に残念だと思っておりますが、そのあたりはですね、保護者の皆さんと話し合いをしながら、そして子ども達と話をしながら進めていくと、このように学校の方もやっておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたらと思います。以上です。

○議長（河野） 福家君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○議長（河野） 福家君。

○12番（福家利） はい。議長。2問目。災害対策についてです。

社会インフラの計画的な道路や橋、そして水道管などの修繕といったハード面の対策と、自治体や住民などが災害時にいつ、だれが何をするのかを時間を事前に整理しておく仕組みのタイムライン整備というソフト面の対策があります。「タイムライン」は災害による被害を最小限に抑えることができる取り組みです。「タイムライン」の大きな利点は先を見越した早目の行動が可能になることです。「マイ・タイムライン」とはいざという時に慌てることのないように、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくものです。台風が近づいている時・大雨が長引く時・短時間の急激な豪雨が発生する時。災害が起きるたびに指摘されている住民の逃げ遅れ、逃げる気持ちがあっても実際の行動に移す難しさがあると言われております。災害時に避難行動がとれるように「タイムライン」の備えが必要です。「マイ・タイムラインシート」を作成する取り組みはどのように考えているのか町長にお伺い致します。

○議長（河野） 前田町長

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問の「災害対策について」お答えを致します。

「マイ・タイムライン」は、災害が近づいたときに、住民一人ひとりの防災行動計画であり、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列に整理したものであります。

平成27年の関東・東北豪雨における避難の遅れ、孤立の発生を受けて取り組みが検討されたツールであります。「マイ・タイムラインシート」につきましては、7月号の県広報誌と共にリーフレットが全戸配布され、啓発が行われているところです。町とし

ては災害対策として、令和2年3月に配布したハザードマップの改訂一覧を広報7月号で全戸配布し、住民主体の避難経路の作成、避難場所の確認、「避難指示」発令の際の確実な避難等について啓発を行っております。

また、防災訓練の実施や自主防災組織の結成の促進、またその他公民館や小学校での講演等、広くその他の啓発も行っております。「マイ・タイムラインシート」につきましては、住民が主体的に取り組むことができ、発災時の逃げ遅れ等を防止する観点からも非常に有用だと考えております。ホームページ、広報等で積極的な啓発を行っていくとともに、防災訓練の際のワークショップの開催等も検討していきたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（議長）再質問はございませんか。

○12番（福家利）議長。

○議長（議長）福家君。

○12番（福家利）はい。6月ですね、それぞれの自治会の常会の中ですね、綾川町の洪水土砂災害ハザードマップ改訂一覧、先ほど町長もおっしゃったとおりですね、チラシが出来て参っております。中身は本当にですね、詳しく書いて頂いて地域の皆さんも喜んでいますが、本当にですね、災害の発生時にはですね、町や消防といった公助が行われているのが確かにあるんですが、やはり行政の指示を待つのではなくですね、自発的に、自助共助という事もあるという事で、私がですね、国交省のホームページの方にちょっと見たらですね、このマイ・タイムラインの作成のチェックシートというのがありました。このチェックシートというのは本当に家族でですね、このチェックをすることによってですね、本当に災害に対する意識の向上・啓発ということで、逃げ遅れないような話し合いができると思いますが、本当にこれチェックシートというのは、基礎のほんとに土台のところなので、簡単に書いて、簡単に皆さんで共有できるようなシートでございます。この是非ですね、このシートによってそれぞれの家庭が話す災害のひとつとしてですね、みんなが共有できるような、議論ができたら、もっともっと防災に対する意識が向上できるかなと思っておりますので、是非ですね町長、このシートは、すぐ出来ると私は思っておりますので、検討をすぐですね、早急にですね、していただくような考えはございませんか。

○議長（河野）松本参事。

○参事兼総務課長（松本）福家議員の再質問に対してお答えを申し上げます。こちらの、マイ・タイムラインにつきましては、先ほど議員申されましたとおり、国土交通省のホームページの方で非常に詳細にですね、説明がなされているところでございます。また、県の方につきましても、「作ろう！マイ・タイムラインリーフレットについて」という形で、啓発が現在始まったところと認識しております。そういうなかでのマイ・タイムラインシートにつきましては、記載事項の方もですね、パンフレットの方に詳細に書かれておる状況でございます。それも踏まえまして、先ほど町長答弁にございましたように、避難訓練でございましたり、また広報等におきましての啓発を活発に行

いまして、それぞれの、進行型防災対策につきまして、個人の計画を立てるようということでの推進をかけて参りたいと思っておりますので、ご理解を頂けたらと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○12番（福家利） ありません。ありがとうございます。

○議長（河野） 以上で、福家君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 2番、松内広平君。

○2番（松内） はい、議長。

○議長（河野） 松内君。松内君の質問は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○2番（松内） それでは通告に従い、ただ今より一般質問を行います。

（1）町営バスの利便性向上による利用率アップを。

近年、町営バスについては少しでも利便性が上がるようにと、様々な取り組みを続けております。令和元年6月にフリー乗降区間の開始を粉所・西分方面へ、令和元年7月にフリー乗降区間の拡大を一部の国道・県道を除き、町内全域へ、令和2年6月にフリー乗降区間の団地内開始を南かざし団地とグリーンハイツへ、令和2年12月には「道の駅滝宮」へ乗り入れをルートに加えた運行路線の見直しを行いました。では、これまでの1日あたり乗降者数は、どのように変わってきているのでしょうか。令和元年度の決算審査特別委員会では、「1日あたり平均乗降者数は2.1人」で、増加しているとのことでした。また、その1年間でフリー乗車は282件、降車は375件と利便性の向上が見られます。

私自身、先般、町営バスに初めて乗車してきました。行きは、循環線で綾川町役場から綾上支所まで。乗車人数は、「町役場」から私を含めて3名と「イオン綾川」から3名。次に粉所線に乗り換えして、綾上支所から柏原口終点まで。「支所」から私を含めて3名。「途中乗車」の方は3名でした。数名の方でしたが、高齢者から学生まで幅広い方が利用されており、お話を聞くと「イオンへ買い物に利用している」「病院へ行ってきた」「農協に用事があった」など。住民の足として、公共交通の重要な役割を果たしていることを実感しました。

また、利用者の多くが「バス無料券」を使用していました。しかしながら、乗降者数は決して多くなく、半分以上が空席のまま走行しているのも事実です。利用者が少ないのには様々な理由が考えられますが、そもそも町営バスを利用すると想定されている方は、誰でしょうか。年齢にかかわらず、運転免許を持っていない方が考えられます。

現在、本町が行っている利用者向けサービスとして、①綾川町ゴールドI r u C aサービスを平成29年10月から、70歳以上の高齢者は電車・バスの運賃が半額となります。②綾川町セーフティI r u C aサービスとして、平成31年度より、70歳未満の運転免許証を自主返納した方は、I r u C aを導入している公共交通（電車・バス）の運賃が半額となります。③運転免許証自主返納支援事業として、運転免許を返納した方に、車に代わる交通手段として町民バスの運賃が無料となる乗車カードを渡す、など

があります。

そこで、ここでは運転免許を持っていない方の中でも、目線を変えて、学生を対象とした取り組みを検討してはいかがでしょうか。現在、令和4年4月に向けて統合を検討している新「綾川中学校」において、概ね5 km以上の通学距離がある生徒に対して、スクールバスの運行を計画しています。ただし、ここでの課題は、通学距離、学校修学日以外（土日）の部活動便等が挙げられます。もちろん、バス運行にかかる必要経費も重要な課題となります。そこで、現在の綾上小学校のような送迎専用のスクールバスではなく、町営バスを効果的に使った運用を検討してみはいかがでしょうか。フリー乗降区間の活用とダイヤ変更を行うなどして、新「綾川中学校」へのアクセスを可能にすれば、コストを抑えた運用ができると考えられます。想定される児童数は、約20名であり、その半数以上の14名が粉所地区の生徒です。初年度は粉所地区のみ別便で対応するなどの必要がありますが、町営バスで対応できる10名以下の人数になったときは、全地区を町営バスで運行することも可能であると考えます。

次に、考えられる課題解決として、①下校便、部活動便（学校外施設）と時間帯について。学校外施設での部活動対応は、総合運動公園への乗り入れを調整すれば対応可能と考えます。これにより、徒歩通学や電車通学の生徒にとっても、総合運動公園で部活動を行っているサッカー部やバドミントン部、陸上部等の活動において利便性が高まると考えられます。下校時の時間帯については、学校や部活動の終了時間をバスの運行に合わせて調整するなどが必要と考えます。②学校修学日以外（土日）の部活動便について。3月議会の学校等再編整備調査特別委員会の中で、執行部より土日の運行予定は考えていないということでしたが、部活動は週末も実施しています。自己解決で部活動参加ということになると保護者負担の増加が懸念されます。そこで、町営バスを利用することにより、保護者の負担を増加することなく、部活動に参加できます。ただし、日曜日は町営バスが運行していませんが、部活動は週休2日が原則であることから、日曜日を部活動休養日とすることにより日曜日の対応は不要となります。

1、ここまでの内容により、統合中学校のスクールバスは専用便を運行するよりも、コストの効率化と町営バスの利用率アップの観点から、町営バスをアレンジして検討してはいかがでしょうか。

2つ目に、これを機に、町営バスの利用者層を、「運転免許を持っていない方」は高齢者だけでなく、中高生などの若年層まで含めるという考え方から、さらなる利用率・乗車率アップにつなげていければと思います。

そこで2、18歳以下を対象に、町営バスの利用を無料にしてはいかがでしょうか。中学生にとっては、統合中学校への登下校や部活動での利用が見込めると思います。高校生は、ことだんを使って町外の学校へ登校する際に、各駅までの移動として活用ができるのではないのでしょうか。下校時のバス時間がないことも想定されますが、これまで各駅までの送迎を往復とも保護者がしていたとすれば、負担は半分になり、忙しい保護者の負担軽減につながります。そして、若いときから町営バスの乗降を経験することに

より、近所の方や高齢者にも町営バスの利便性をすすめやすく、また社会人になっても自分自身も普段から抵抗なく利用でき、町内に住みながら公共交通を利用した通勤という機会も増えるのではないのでしょうか。住民にとって便利でありがたい公共交通機関である町営バスが、利便性向上によってもっと利用率がアップされるように、上記2点の新たな取り組みについて、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問の「町営バスの利便性向上による利用率アップを」についてお答え致します。

スクールバスに関する今後の方針につきましては、現在、綾川町立中学校統合準備検討会におきまして協議・検討が行われておりますので、町の公共交通施策における具体的な対応については、検討会での状況を踏まえ検討する必要があると考えております。

また、町におきましては「綾川町地域公共交通計画」の策定準備を進めております。

本町の実情に合った公共交通サービスの実現を図るため地域にあった適正な交通ツールを検討して参ります。例えば、町営バス路線の再編、デマンドバスの効率化、タクシー助成事業などについて検討して参ります。

また、交通結節点としての機能強化を図り、周辺市町への通勤通学、高松空港・高速バス等の広域移動に配慮した生活交通の検討を図って参りたいと思います。これまでの事業の維持確保だけではなく、「ことடன்」はもとより、府中湖スマートインターを新しい結節点とした広域交通体系の導入についても検討して参ります。

また、地域コミュニティを強化し、地域の課題は、行政と町民が適正な役割分担のもと協働で解決する仕組みづくりを探して参ります。それは、地域主体の交通システムとして自家用有償運送、福祉運送などが活用できないか地域と共に一緒に探っていくことであります。

計画策定後に、再編したシステムの構築・事業化が実現できるように、計画策定期間中であっても、実証実験運行に積極的に取り組んで行きたいと考えております。

「綾川町総合振興計画」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」における町づくり、人口減少対策の有効な施策となるよう、若年層や関係人口を含む公共交通の潜在的利用者にとっても、将来にわたって使い勝手の良い価値のある交通インフラを残せるよう、持続可能な公共交通サービスについて検討して参りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（松内） はい、議長。

○議長（河野） 松内君。

○2番（松内） はい、ただ今「町営バスの利便性向上」について、ご回答を頂きました。

全体的な時刻表の見直しを含めて、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。私

が今回質問をさせて頂いた意図は、町営バスをもっともっと便利に利用できるように改善して、「どうせ走らせるのであれば、現状の2人程度の乗車人数からもっと乗ってもらえるようなバスにしたい。」町内のあちこちを走行するバスが、「にぎやかで笑い声が聞こえてくるような元気のあるバスとして運行してもらいたい。」そういった願いからです。そこで、バスをもっと多くの人に利用してもらえるような利便性アップのために、以下の3点についてお伺いします。

① バス車内でのキャッシュレス化の取り組みについて。

現在、ことでんと連携した様々なI r u C aサービスを先ほどご説明しましたが、実施しておりますが、実はバス車内でI r u C aの利用はできません。現在のバス運賃は100円ですが、乗客が小銭を持っていないときは運転手が両替を行っています。そこで、誰でも簡単に利用できるキャッシュレス決済を導入してはいかがでしょうか。例えば、ことでんの「I r u C a」はもちろんのこと、ことでんでも利用できる交通系のICカードの「JR東日本のS u i c a」や、「JR西日本のI C O C A」、「P A S M O」の他、イオンやあやがわ移動スーパーイーワで利用できる「WAON」などです。ただし、時間や手間のかかる「P a y P a y」や「クレジットカード」の導入は不要と考えます。高齢者にとっても利用が容易な、ICカードの設置を検討してはいかがでしょうか。

② 「道の駅滝宮」等への全線乗り入れの検討を。

バスを利用する方から、乗り換えせずに「道の駅滝宮」や「イオンモール綾川」「町役場」へ行きたいという声があがっています。令和2年12月に運行路線を見直し、現在4路線、「滝宮・羽床線」、「柁所線」、「循環路線の右回り・左回り」が「道の駅滝宮」に乗り入れを行っています。しかしながら、「畑田・千疋線」と「陶・西分線」は、上りの終点が「陶病院」「取染」となっています。検討できるポイントとして、

- ・現在は産直市が「取染」から「道の駅滝宮」へ移転して、「取染」を終点とする理由が特にないこと。

- ・「柁所線」が「取染から陶病院→イオンモール綾川→町役場→道の駅滝宮」というルートで運行している、できていること

- ・「畑田・千疋線」は始発が7：25で他の線と比べて約30分遅く、終点17：55が一番早く、時間的な余裕があること。「陶・西分線」も終点18：05と比較的早く、どちらの線も時間調整可能なこと。これらのことから、利便性アップのために路線見直しを検討してはいかがでしょうか。

③ 点目に、「道の駅滝宮」のバス停位置変更を。

現在の「道の駅滝宮」のバス停は、正面駐車場の真ん中をまっすぐ突き当たったところにあり、そこで乗降しています。そのため、駐車場利用者からは「バスが停車しているとき、車が右折しにくい」、バス運転手からは「駐車場に入ってから一旦左

に曲がる時に違法駐車があるときがあり、曲がりにくい」などの声があがっています。そこで、JA産直市「讚さん広場滝宮店」の前あたりで、乗降しやすい位置にバス停を移設してはいかがでしょうか。利用者にとって事故の危険性が下がり、心配なく安心して利用できるように検討をして頂きたいと思います。

以上、3点について執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 松本参事。

○参事兼総務課長（松本） 松内議員の再質問についてお答えを申し上げます。

まず1点目、バスのキャッシュレス化についての再質問でございますが、バスのキャッシュレス化につきましては、手数料・使用料等をですね、民間に委託するという問題等がございますので、それにつきましては、十分に法令的なものまた条例的なものも含めてですね、研究課題とさせて頂きたいと思っております。

2点目の全線の乗り入れをしてはどうかについては、先ほど町長の答弁でもございましたように、公共交通計画の中で十分に検討を重ねていかせて頂けたらと考えております。

3点目のバス停留所についての部分につきましては、これはえきバスの実証実験についての内容だと察しておりますが、現在実証実験中でございますので、時間帯、または乗り入れ、また停留所等すべてのものにつきまして、実証実験を含めてですね、再度実証実験の結果をですね踏まえて、再度検討させて頂きたいと考えております。

以上3点になりますが、公共交通計画の方を十分に、住民のアンケート調査また意向調査を基にですね、計画を基に、再度乗りやすい、またいいものをですね、作り上げて参りたいと思っておりますので、ご理解を頂けたらと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○2番（松内） ありません。

○議長（河野） 松内君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○2番（松内）（2）コロナ禍での各種行事の運用見直しを。

昨年（令和2年）の年明けから猛威をふるう新型コロナウイルス。私たちの身の回りに対する影響も1年を越え、日々の生活様式は大きく変わり、様々な変更を余儀なくされました。香川県では、6月14日まで飲食店の営業時間短縮が要請され、20時までの営業となっていました。県内の感染者数の落ち着きから、少しずついつもの日常に戻つつあるところです。ようやく高齢者ワクチン接種も一巡の目途が立ち、一般向け接種も始まり、順調に進捗しているとはいえ、集団免疫が獲得できる全人口の60%接種はもう少し先となりそうです。約1か月後に迫った、7月23日の「東京オリンピック」の開会を前に、まだまだ感染拡大に予断を許さない状況を継続しています。

今年度の町内の各種行事においても、感染拡大防止のために軒並み中止となっております。また、小中学校の学校行事においても、昨年度同様に中止のものが多くなっています。昨年は中止となった中学校の体育祭は、5月に開催することができましたが、感

染拡大を受け、保護者の参加については当初の予定から変更となり無観客での実施となりました。一方、小学校の運動会は、5月開催から秋へと時期を変更しての開催を予定しています。いずれにしても、昨年度に開催できなかった多くの行事が、今年度も思うように開催できていないのも現実となっています。そこで、今年度こそは学校行事に関わらず、町内の各種行事を行い、住民の活動を支援していくための方法を考える必要があります。では、どういう方法で実施をすれば活動ができるか。その一つの方法が「オンライン」にあると考えます。先日のニュースによると、三豊市高瀬町の勝間小学校では、5月22日に「オンライン授業参観」を保護者向けのライブ配信で実施しました。今後、新型コロナウイルスの影響で休校した場合に自宅で受けるオンライン授業のテスト配信も兼ねた取り組みで、約7割の保護者がスマートフォンなどで視聴したそうです。この話を聞き、これからの授業参観やオンライン授業の新しい形態となる可能性を感じました。

保護者にとっても、学校での子どもの様子を見る機会が減っていることから、とてもありがたいことだ、という声が多数上がっていたと聞いています。保護者には、アカウントを作成してスマホ等で視聴できる方法を事前周知しました。配信授業については、機材の準備や担当教員の作業の関係から、低学年・中学年・高学年と時間帯を分けて実施し、各教室の担任の授業風景を別の教員がタブレット端末型パソコンをキャスター付きの台に載せて移動しながら、全体を写したり、児童をアップで写したりとアングルを工夫しながら撮影してライブ配信を行いました。保護者が集まり、密になることを避けるために行われた「オンライン授業参観」。安心安全に配慮しながら、これまでとは違う形で行事を開催していく手法の一つと考えます。

その他の行事として、毎年1月3日に開催している「成人式」。本町は開催できましたが、他市町は感染拡大時期と重なり中止や延期となったところも多く、また県外からの帰省を自粛して参加できず、一生に一度の成人の思い出として、つらい思いをした人も多くいたことでしょう。次回「成人式」をオンライン併用して開催することにより、感染拡大の中でも安心して開催でき、また遠方からの帰省がかなわない場合でも参加できることから、有効な手段の一つと考えます。全国の他自治体でも、愛媛県の西条市をはじめ、実際に開催したところも多くあります。もちろん、久しぶりの同級生との再会なので、対面で行うことが一番望ましいと思いますが、それ以外の代替案として「オンライン」実施は検討するべきだと思います。「オンライン」の特性上、体を動かしたり双方向コミュニケーションを行う参加型のイベント実施は難しいところもありますが、片側通行の視聴を中心とした情報提供型のイベントには適していると考えます。ここでは、「体育祭」や「授業参観」等の学校行事や「成人式」を一例として挙げましたが、各地区の「文化祭」等、その他の行事においても、「オンライン開催」であれば実施できるものも多くあるはずで、検討が必要です。

このコロナ禍の中、多くの住民が楽しみや生きがいに行っている様々な行事において、感染拡大を心配して中止するばかりでなく、運用見直しを行い、「オンライン開催」を

含めたイベント実施に向けた取り組みについて、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 前田町長

○町長（前田） 2点目の「コロナ禍での各種行事の運用見直しを」についてお答えさせていただきます。

現在、町においては新型コロナウイルス感染状況を日々確認し、学校及び公共施設において、様々な感染防止対策を講じ、事業実施や施設運営に努めている所であります。

今後、ウイズコロナ、ポストコロナにおける新しい生活様式が求められている中、学校や生涯学習を含め様々な分野においてオンライン利用による事業実施が求められているところであります。そのような中、町内小中学校におけます入学式、卒業式においては、児童生徒が一同に会さず、在校生は各教室でオンラインにより視聴し、式典を共有する取り組みが行われています。また、授業参観におきましては、人数制限や時間差での参観の実施、中学校における体育祭等の行事では、保護者の参加の自粛をお願い致しましたが、当日の様子を映像にし、配布するなど、少しでも保護者との連携を保つ工夫を行って参りました。生涯学習事業におきましては、昨年度の成人式においては、会議室で保護者が式典を観覧するライブ中継の実施は中止致しましたが、後日、式の様子を映像にし、出席者及び当日参加ができなかった希望者に配布を致しました。また、4月には、初めて町全域でのオンライン事業と致しまして、自治会長会を地区公民館及び体育館で開催を致しました。

今後のオンラインによる事業実施につきましては、まず、参加者のニーズを把握し、事業を計画するとともに、オンラインでの参加をして頂くために、参加者の利用意識を高める必要があります。また、オンライン配信する場合、肖像権や著作権、個人情報保護等の課題をクリアすること、さらに、機器の整備や映像の撮影技術の向上も必要であると考えます。オンライン事業の実施につきましては、これからの重要性を認識しつつ、各課題をクリアするために研究を進め、まずは実施可能な、映像を利用する事業などからはじめ、講義的な一方向の事業や、実践、交流を目的とした双方向で行うオンライン事業も環境が整い次第、計画して参りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 各種行事を対象としたものでありますので、町長でよろしいでしょうか。

○2番（松内） はい。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（松内） はい、議長。

○議長（河野） 松内君。

○2番（松内） ご回答ありがとうございます。これまでに各種行事で様々なオンラインでの対応をして頂いたということで、例としては卒業式や成人式の保護者、また自治会長会等実施して頂いているという話をお伺いしました。今後、コロナ禍の中でオンラインを含めたこれまでとは違った工夫をしながら、中止することなく開催を検討

していきたい、そのような行事として考えているものにどのようなものがあるのか、よろしければその内容・工夫・計画状況を教えて頂けたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（河野） 松本参事

○参事兼総務課長（松本） 松内議員の再質問について、行事等につきましては、各課にわたるような内容になっておりますので、総務課の方で全体的な話としてさせて頂けたらと思います。

当然ながら、時期的なものでございまして、参加者でございまして、様々な状況等が考えられます。また、コロナの関係につきましても、このような状況がですね、いつまで続くのか不透明な状況もございまして、それぞれの事業におきまして、また議会等、また委員協議会等ございました折には、ご報告をさせて頂きながら、順次検討を重ねて、実施に向けて考えて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○2番（松内） ありません。

○議長（河野） 以上で、松内君の一般質問を終わります。

○議長（河野） ここで暫時休憩と致します。

休憩 午前 11時21分

再開 午前 11時29分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

○議長（河野） 16番、安藤利光君。

○16番（安藤） はい。

○議長（河野） 安藤君。

○議長（河野） なお、安藤君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○16番（安藤） それでは質問させて頂きます。まず第1は、中学校の統合問題について伺います。綾上中学校は、発足して60年以上の歴史があり、多くの卒業生を送り出し、校舎や体育館も耐震改修を終了してありますが、令和3年3月議会で統合が決まり、来年4月からは、今ある綾南中学校に行くこととなります。従って、綾上中学校は今年度いっぱい閉校になりますが、今の大きな校舎は何に利用するのか、利用しようと検討しているのか。町全体で検討すると答えてきておりますが、どのような取り組みをしていますか、いつ頃までに決める予定なのか、お伺致します。

また、通学支援について、

1. 通学路整備の進捗状況はどうでしょうか。県道府中造田線は、特に、大型車等、車が沢山通るところであります。過去には消防署綾川分署付近で死亡事故もありました。また、付近には人家が少ないので、夜、女子一人で通うのには怖いという声もあります。朝夕は、多くの生徒が通う通学路になりますが、歩道が整備されていない。整備されていても幅員が狭いところもあります。安全で、安心して通うことができるように早急に整備すべきであるが如何ですか。お伺いをしたいと思います。

2. 交通安全施設整備の取り組みは、どのような状況ですか、伺います。

3. スクールバスの運行計画について、町は、送迎バスの運行計画案は、統合中学校から、概ね直線距離で、5 km以上を想定し、運行するようですが、保護者からは、統合中学校より直線距離5 km以上ではなく、実際に通う距離、実測で行ってほしいとの要望があります。また、同じ自治会内で、少し距離が足らなかったばかりに、バスに乗れなかったというふうにならないように、紛争等起さないよう、救済をできるものは行なう等、柔軟な対応も必要ではないでしょうか。どのように検討されていますか、伺います。また、当初は、町営バスも併せて利用したいと言っていたようですが、安心な通学のために利用させて欲しいとの声があれば検討も必要ではないですか。また、その際、通学支援のための、補助は考えないのでしょうか。お伺い致します。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）安藤利光議員、ご質問の「中学校の統合問題について」、お答え致します。

まず、「統合後の綾上中学校の校舎などの跡地利用」については、地域の活性化に繋がるよう、綾上地区だけでなく、町全体の課題と捉え、関係機関と連携を図りながら取り組んで参りたいと思います。

具体的内容は、これから研究して参りたいと考えておりますが、町と致しましても、人口の減少、少子高齢化の進展など、さまざまな課題がある中で、地元活用はもとより、これからの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な社会の形成及び資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、利用者（企業）誘致など、施設が有効利用できるよう取り組んで参りたいと考えております。

次に、通学支援についてであります。まず、1点目の「県道府中造田線における歩道整備の進捗状況」についてであります。現在、県中讃土木事務所において歩道未整備区間における交通安全対策についての検討がされております。統合までの期間で、正規の歩道整備は難しいと考えられることから、町と致しましても、関係機関と協議の上、防犯灯の設置など、早期に実施できるものから順次対応して参ります。

次に、2点目の「交通安全施設整備の取り組み」についてであります。年度当初、小中学校の保護者を対象に、想定される通学道路の交通安全対策基礎調査を実施し、町内の危険箇所における安全対策についての要望等がありました。

町と致しましても、中学校統合に向けた施設整備費を本年度予算において計上させて頂いております。調査の結果も踏まえ、想定される通学道路等の具体化に併せて、関係部署と連携しながら、必要な対策を行って参ります。

3点目の「スクールバスの運行計画及び対象者」については、実測における通学距離も参考に、運行経路、乗降場所や利用対象者などの状況を精査した上で対応して参ります。

また、町営バスの利用については、通学方法の選択肢の一つであり、利用について制限するものではないと考えており、補助については、電車通学と同様に補助は想定しておりません。以上で、安藤議員の「中学校の統合問題」についての答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○16番（安藤）議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）今、教育長の方からご答弁を頂いたところでありますが、ほんとに6千人あまりの卒業生を送り出したという綾上中学校ですが、来年の4月からは統合中学校ということで、もう8カ月しかありません。その中でですね、ほんとに今の大きな校舎の利用などをきちっとスピードアップしていただいて、やはり早急に取り組みをしていただくようにですね、再度要望しておきたいと思います。ほんとにその企業、またその町の方、そしてまた、それ以外の利用といろいろと検索しよるようですが、ほんとうにまあ十分な議論して頂いてですね、本当に廃校だけにならないように是非検討してほしいと思います。

通学路の状況ですが、ほんとうにもう来年の4月からということになりますと、取り組みが非常にこう、遅いというのが現状だと思います。8カ月後には通うこととなりますので、事故が起きないようにですね、ま、緊急に整備することが課題であると思いますが、再度お伺いをしておきたいと思います。

さらには、スクールバスの問題ですが、当初はおおむね直線距離で6キロそれにさらには、教育委員会としては直線距離で5キロというふうに柔軟な策をとったということは知つとるわけでありまして、やはり保護者からは、直線ではなくて、実際に自分達が曲がったりですね、上がったり、下りたりするそういう曲線の、実測でまあ、してほしいという事に対して、検討していきたいと答えておりますが、やはり、実測であればですね、実測の5キロというふうにすべきじゃないかと思っております。その点もお聞きしておきたいと思っております。やはり、そういう点でバスに乗れない子どもに対しても、補助については考えていないという事ではありますが、やはりそういう面で救済する面で再度要望しておきたいと思っております。以上再質問でお伺い致します。

○議長（河野）宮前学校教育課長。

○学校教育課長（宮前）はい、議長。

○学校教育課長（宮前）安藤議員の再質問にお答えを致します。学校施設の跡地利用につきましては、先ほどご答弁で申し上げたとおり、町全体として考えて参りたいと思

っております。また、過疎対策計画の方も、本町と致しまして、計画を策定するという準備を進めておるなかでの、対応ということで、ご理解頂けたらと思います。

また、通学支援関係でございますけれども、これにつきましても、早急な対応という事でご要望ございますけれども、関係機関と十分に、要望も踏まえて対応して参りたいというふうに思っております。

また、バスにつきましては、先般、統合準備検討会の方の開催もございまして、その中で実測距離6キロ以上の方を対象にしていくということと、当然、微妙なところの状況もございますので、その辺は柔軟に対応して自治会単位で対象としていくということも検討されましたので、そういう部分を実際調査も含めて対象者を調査しながら、その状況に応じて対応して参りたいというふうに考えております。

また、町営バスの利用者に対しての、補助につきましては、先ほども答弁で申し上げましたとおり、電車通学の生徒に対しましても補助というのはございません。現段階では、やはり補助については想定できないのかなというところがございますので、ご理解頂けたらというふうに思います。以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○16番（安藤） はい、議長。

○議長（河野） 安藤君。

○16番（安藤） 実際に、保護者のね、お子さんの方が、どこから通学されてきているのかという、実際、実態調査をもっとね、教育委員会がして頂いて、相当広いですから、71kmもあるそういったところから、今度は100人近くの方がですね、自転車や、またもちろんバスもあると思うんですが、あの県道とか、通ってくるわけですから、やっぱり危険な状況にもあうわけですから、十分そういうことがないようにですね、やっぱり通学路の整備は、早くやって頂いて、さらには、そういったバスの送迎計画案もね、柔軟なね、幅を持ってやるように、再度2点お伺いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（河野） 宮前学校教育課長

○学校教育課長（宮前） 安藤議員の再々質問についてお答えを致します。保護者の方からのご意見をまず確認をするということで、実態調査の実施というところの要望もございました。これにつきましては、先ほども申しました検討会でも、そういう調査が必要ではないかというご意見もございますので、スクールバス運行に関しまして、通学距離の確認なんかも含めまして、調査を検討して参りたいというふうに思います。

また、町営バスの利用につきましては、先ほど一般質問でもございましたけれども、町の公共交通計画の中でもあの議論されておるところでございますので、それも踏まえて対応の方を検討・研究というところと考えております。以上再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 安藤君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○16番（安藤） 議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）次に、女子サッカーチームの件について伺います。

綾川町西分地域では、合併前までは、西分小学校、西分保育所、西分農協、農協の中には、簡易郵便局もありました。しかし、学校統合により、小学校が廃校、保育所もその後、休止、廃止。西分農協も、県農協の方針により閉鎖、簡易郵便局も無くなってしまいました。

今では、若い人は、生活に便利な滝宮地域等、他の地域へ下ってしまいました。公共施設が地域でなくなることは、活性化には大きなマイナスであります。過疎地がますます過疎になっていき、高齢化率53%と高く、人口も約500人とされています。

地域の方は、学校や公共施設が無いところには、子どもに帰ってこいとはよう言えんと、言っています。幸い西分地域では、住民有志の協力で、女子サッカーチームが、旧西分小学校運動場跡地を活用して練習できる様になったことは、よかったですと思います。近くに旧西分保育所の選手寮がありますが、町は、1年以上も前に、地域の活性化のために、女子サッカーチームの寮として15人近く宿泊できるように保育所を、2,000万円を入れて寮に改修してきました。しかし、まだ、選手寮としては、利用されていません。町からは、登録された選手も10人以上になっていると聞きました。入寮を進めてください。マネージャーさんが、一人泊まるのにはもったいない話です。女子サッカーチームとの契約はどのようになっていますか。どのような話をされていますか、伺います。よろしくお願ひします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）2点目のご質問の「女子サッカーチーム（UDN香川）について」、お答えを致します。

女子サッカーチーム「UDN香川FC」は、高齢化率が高い西分地区におきまして、地元イベント等への参加を通じて地域住民と交流を図ることにより、地域活性化及びチームを媒介として関係人口を創出することで、多様な関わりが生まれ、西分地区のみならず、綾川町全体の活性化のため支援をしてきたところであります。

議員のお話しのとおり、旧西分保育所の使用については、チームの運営母体であります「UDN株式会社」と貸借期間を3年間とする施設使用貸借契約を令和2年3月に締結しており、女子サッカーチームの寮として活用する内容となっております。

新型コロナウイルス感染拡大により県をまたぐ移動制限やチーム自体の活動自粛等によりまして、選手を選考する機会が確保できず、選手寮としての利用もない状態が続いて参りましたが、チーム関係者の努力の甲斐もあり現在は15名の選手が在籍しております。内8名の選手が県外から綾川町に住所を移し、定住をしております。また、15名の中には、高校生が3名おります。5月30日に開幕した香川県リーグへ参戦

し、2試合目にして記念すべき1勝を挙げるなど、ようやくチームとしての本格的な活動が開始されたところでもあります。その結果、他県の女子サッカー関係者にも「UDN香川」が認知されつつあり、地元自治体が応援しているということで今後も入団を希望する選手が増えることが見込まれております。そのような中、先般県外からUDN香川へ入団した選手が旧西分保育所に入寮し、選手寮としての利活用も並行して進んでいくと期待をしております。

今後も旧西分保育所を選手寮として有効活用するようチーム関係者への働きかけを継続し、より地域に密着した活動にしていくことにより、西分地区の活性化と本町の魅力あるまちづくりに寄与するとともに、町と致しましても全面的にサポートしていきたい、そのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○16番（安藤）議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）先般、西分の旧の小学校のグラウンドで練習している姿を見てですね、本格的に再開したなという気概を受けたところでもあります。せっかくまあ西分の旧小学校から選手寮近いですから、是非ね、ほんとに地域振興として地元になじむように、入寮をですね、やはり一日も早く進めて活動してほしいと思うんですが。再度その点をお聞きしたいと思います。

○議長（河野）松本参事。

○参事兼総務課長（松本）安藤議員の再質問について、ご答弁させて頂けたらと思います。安藤議員ご指摘のとおり、旧の西分小学校の運動場において本格的に練習がですね、スタート出来たというのが喜ばしいことだと、地元の方々もいろいろご感想を頂いておるところではございます。その中でですね、まさに今、活動がスタート出来たということですね、これから十分にですね、その活動が広がるように、また関係機関とですね、調整をしながら推進して参りたいと思っておりますので、どうぞご理解頂きますようお願い申し上げます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○16番（安藤）はい。ありません。

○議長（河野）安藤君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○16番（安藤）はい。それでは次に、中小企業者に、再度支援臨時給付金制度を、について伺います。

感染拡大と緊急事態宣言の経済的影響は、全国に及び、全ての中小企業者、個人事業主に打撃となっています。十分な補償は、経済対策であり感染拡大を抑止する上でも必要であります。売上減少で苦しむ事業者に2回目の持続化給付金、家賃支援給付金を国に要望してください。

また、綾川町では、町独自の経済支援策を行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大で、深刻な影響を受けている中小企業者に対して、今年度も、引き続き実施し

て行きたいと3月議会で言明されていますが、非常にありがたいことでもあります。実施の時期はいつ頃の予定なのか。実施するのであれば、給付金制度の基準が前年度比連続3カ月の売上高合計が、30%以上減となった事業所のある事業者、及び町内在住の個人事業主に20万円給付となっていますが、前年度は緊急事態宣言が出され、深刻な影響を受けて続いた年であります。その年と比較するのは非常に厳しい基準であります。前年度比を前々年度比で30%以上減少した事業者が対象とする等、困難な事業者全員が受給できるように緩和するようには如何ですか。伺います。よろしく申し上げます。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 安藤議員の3点目のご質問にお答えを致します。

昨年におきましては、全国に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、県内主要企業におきましても、6割近い企業が前年度より売上高が減少しております。今年になりましても、「香川コロナ非常事態宣言」が発令されるなど、経済が回復していない状況は、認識しております。国におきましても、持続化給付金や、家賃支援給付金などの対策を実施されましたが、2回目の給付など要望事項につきましては、機会を捉えて国に対して要望して参りたいと考えております。

また、町独自の「中小企業者等事業継続支援臨時給付金」につきましては、いまだに業績が戻らない中小企業者等を、今年度も支援して参る考えであります。まだまだ新型コロナ前の状況まで戻っていない、事業継続が困難な中小企業者等の支援ができるような制度設計となるよう今後検討をして参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○16番（安藤） 議長。

○議長（河野） 安藤君。

○16番（安藤） 十分な補償とですね、生活支援を行うことができますね、まあ暮らしや営業を守るためにも、感染拡大を抑えるためにも、いよいよ必要になっていることだと思います。中小企業の命綱となった持続化給付金は1回きりと、緊急事態宣言は3回も出しながらですね、そういう状況でありますので、経済的に困ってですね、店を閉めるのかギリギリの選択に追い込まれているという今の状況だと思うので、是非まあ、再度強力な要望をお願いしたいと思います。さらには困難な事業者全員がですね、臨時給付金が受給できるように、これも迅速にですね、幅広く支給することだと思うんですが、それについて伺いをしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○経済課長（福家） はい、議長

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい。

○議長（河野） 福家君。

○**経済課長（福家）** ただ今の安藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。先ほどの答弁にもございましたとおり、いまだに業績が戻らない中小企業者等、支援して参るという考えでございます。コロナによります影響を大きく受けて苦しむ中小企業等、できるだけ対象となり、支援が出来るよう、制度を検討をして参ります。なお、これにつきましては、今議会での常任委員会の方で説明をさせて頂けたらと思っております。よろしくお願い致します。

○**議長（河野）** 再々質問はございませんか。

○**16番（安藤）** ありません。

○**議長（河野）** 安藤君の3問目の質問が終わりました。ここで昼食のため、暫時休憩と致します。再開は13時です。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○**議長（河野）** 休憩前に引き続きまして、一般質問を再開致します。

○**議長（河野）** 安藤議員の3問目の質問が先ほど終わりました。4問目の質問を許したいと思います。

○**16番（安藤）** 議長。

○**議長（河野）** 安藤君。

○**16番（安藤）** それでは、最後の4問目の質問をさせていただきます。

国が進めようとしている行政のデジタル化について伺います。昨今の情報通信技術の発展の中、住民の利便性の向上や、暮らしに役立つデジタル化は必要であると考えます。しかし、今、国が進めようとしている行政のデジタル化は問題があると思います。それは、マイナンバー制度を基盤として個人情報管理を進め、行政機関をデータホルダーとして、データの利活用を進めようとするもので、所得や、資産、医療等個人を丸ごとスキャンした膨大な個人データを国が管理するとともに、財界の要望に応じて、社会保障の支出を抑制する狙いがあります。加えて、問題点は、個人データ保護の問題です。先般のドコモ口座の不正引き出し事件で、利便性の高さはセキュリティレベルの低さと表裏一体であることが明らかになりました。情報は集積されるほど、利用価値が高まり、攻撃されやすくなります。情報漏えいを100%防ぐシステム構築は不可能で、一度漏えいした情報は売買され取り返しがつきません。昨年、学生就職支援サイト、リクナビを運営するリクルートキャリア社が、就活生の閲覧履歴等から、採用試験の可否を左右し兼ねない内定辞退率を勝手に算出し、採用企業に販売していたことが発覚しました。個人の人生に影響を与える事態を、引き起こしています。

また、行政手続きのデジタル化・オンライン化だけは多様な住民要望に応じられず、行政サービスの低下を招きかねないという問題であります。コロナウイルス感染症のもと、各種給付金のデジタル申請をめぐる問題が起きました。高齢者、経済的事情等、デジタルを使いこなすのが多いですが、現状は、サポートセンターで、習熟せよと求めるだけであります。これでは、行政サービスは、自己責任で使える人だけが使えばいい、ということになります。その結果、行政サービスが低下します。また、この間、災害時の電源確保のこと、情報通信機能のマヒ自治体サーバーの水没等、問題となり、デジタル最大の弱点も出てきております。国が進めようとしている行政のデジタル化、地方のデジタル化について如何お考えですか。お考えを伺います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 4点目のご質問にお答えを致します。

国は、令和2年度に自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画を策定し、本年度にはデジタル改革関連法を公布しデジタル庁を設置するなど行政のデジタル化を進めております。また、これを受け、香川県におきましてもかがわスマート自治体推進協議会を立ち上げ、かがわデジタル化推進戦略の作成を進めており、本町と致しましても法令、国や県の指針を受けた取り組みを進めているところであります。

各地方公共団体は令和7年度までに、住民基本台帳、個人住民税、国民健康保険など基幹系17業務の情報システムを標準化し、国が整備する情報システム共通基盤であるガバメント・クラウドへと移行することとされております。

これにより、情報システムの更新にかかるコストを削減するとともに、セキュリティ対策の向上が図られることとなります。

これら国や県の動向を受け、現在、本町としても対応を進めております。具体的には、行政手続きのオンライン化につきましては、令和4年度中に国が定める児童手当等の現況届、要介護・要支援認定の申請、罹災証明書の発行申請などの27手続について、マイナポータル上にてオンライン化することが国により求められていることから、本町と致しましてもその対応を進めているところであります。

併せて、かがわ電子自治体システムを利用し、イベント予約受付のオンライン化についても、一部のものから本年度中に開始する予定としております。

また、公共施設の予約のオンライン化も、令和4年度より本格的に開始できるように準備をしているところであります。住民への普及啓発を十分に図りながら進めて参りたいとそのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○16番（安藤） はい。議長。

○議長（河野） 安藤君。

○16番（安藤） あの、いわゆるコストの削減ということですね、出てきとるようです

が、問題点もですね見ながら対応も必要かと思います。まあちょっと昨日調べてみたんですが、その、富山県の上市町いう17,000人の町があるんですが、その町ではですね、町議会で3人目の子どもの国保税の免除とか、65歳以上の重度障害者の医療費窓口負担の免除とかの意見に対してですね、上市の町長さんは「自治体クラウドを採用しており、町独自のシステムのカスタマイズ、つまり、使用者の必要に応じての設定変更というのは難しい」という答えをされておるんですね。つまり、まあこういう意見に対して、いわゆる自治体の統一化・標準化というのが出てきとるわけです。そういう面で、ほんとにまあ、情報システムの目指す標準化・統一化ということを自治体クラウドというのをこういう側面も出てきとるわけですから、ほんとにまあ、自治体をそういうデジタル庁が作った鋳型にぴったり合うもんだだけでは、本当にこうサービスは受けれないということにもなりかねないので、サービスの低下にならないようにですね、十分な研究をしてですね、まあ、そういった問題点についても国庫補助がいろいろかと思うんですけども、それを再度お聞きしておきたいと思うんで、よろしくお願ひします。

○議長（河野） 松本参事。

○参事兼総務課長（松本） はい、議長。

○議長（河野） 松本君。

○参事兼総務課長（松本） 安藤議員の再質問についてお答えをさせて頂きたいと思ひます。町長答弁でもございましたように、国のガバメント・クラウド、また、県のデジタル化推進連絡協議会等それぞれの各分野におきまして、現在ですね、協議検討がされておるところでございます。その中におきましても当然ながら、システムの標準化でございましたり、またはその広域化等がですね、議論の対象になっておるところでございます。このようないろんな部分をですね、十分検討させて頂きながら、県内でのバランスも取りながら、推進を進めて参りたいと思ひますのでご理解を頂けたらと思ひます。よろしくお願ひ致します。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○16番（安藤） はい、議長。

○議長（河野） 安藤君。

○16番（安藤） 質問ということではなくて、そういうまあいわゆる標準化・統一化というね、そういった一方的な押し付けという面もあるわけで、まあ十分そこらも慎重にしながら、サービス低下にならないようにですね、是非検討して頂きたいと要望申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、安藤君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 9番、井上博道君。

○9番（井上） はい。

○9番（井上） それでは通告に従いまして質問をさせて頂きます。

新型コロナ関連の本町の所見について。

新型コロナ（以下、コロナと言います）対策としてのワクチン接種を多くの人が競って求め、やや落ち着いてきたかに見える現在、本町関係各位のコロナ・ワクチン（以下、ワクチンと言います）対策には大変な労苦が伴っているものと拝察致します。ファイザー・ワクチンが真に安全で、短期的及び長期的副作用も無く、真に有効ならば良いのですが、私は不安を覚えます。

地域の人からは当初、「ワクチンを打てるのはいつ頃か。ワクチンは町にどれ位入っているのか」等の質問を受けたり、「1回目は打った。2回、終わった」等の声は聞きますが、ワクチンそのものの安全性や有効性が殆ど話題にならないことに、私はある種の恐ろしさを感じます。

今年3月議会での私の一般質問「新型コロナ対応と関連情報に対する本町見解について」における「安全性が未確立のワクチンは打ってはいけない」の質問に対する本町回答は「ワクチンの効果とリスク双方の情報提供に努め、ワクチン接種準備に取り組む」でした。ワクチン接種実施主体を担う本町として、ワクチン及び接種に対してどのような見識を持って業務に当たられているのか、数多くの論点・疑問の中から7点お聞きしますので、本町の考えをお聞かせ願います。以下、常体で失礼します。

- (1) ワクチンの効果とリスク双方の、町民への現在までの情報提供状況はどうか。
- (2) ファイザー・ワクチンの適正使用ガイドには「本剤は、本邦で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中である」とある。これは「長期安定性等の情報は殆ど無く、現在は治験（実験）中であり、治験を通して情報を収集中である」ということであるが、ワクチン接種主体としての本町は、これを町民に周知しているのか。ワクチンは治験が終了した安全な物であると誤認している町民もいると思うが、本町はどのように考え、どのように対策をしているのか。
- (3) 厚生労働省の「ファイザー社の新型コロナワクチンについてさらに詳しい情報」のサイトでは、「海外における臨床試験において94.6%のワクチン有効率が確認された」とある。高い効果がありそうに見える（聞こえる）が、ウイルス感染歴無しの場合、ワクチン接種群の非発症率は99.96%、プラシーボ接種群の非発症率は99.1%で、両者には殆ど差が無い。ウイルス感染歴を問わない場合もほぼ同様であり、ワクチン接種群とプラシーボ接種群共に非発症率は99%以上であり、ワクチンに特段の発症予防効果は無いとも解釈できそうであるが、厚生労働省の発表内容を本町はどのように考えるか。また、今年3月の私の一般質問に対する本町答弁は「感染予防及びワクチン接種準備に取り組む」であったが、ワクチンが、発症の前段である感染予防に役立つと考えているのか。
- (4) 予防接種健康被害救済制度により、令和3年4月現在、死亡一時金4,420万円を始めとして、給付額が国により定められているが、ワクチン接種から時間が経つと、健康被害とワクチン接種との因果関係が不明として給付されない事が考えられる。ワクチン接種後に死亡した場合、24時間以内でなければワクチン接種との因果

関係を認めず、ワクチン接種に伴う死亡数には勘定せず、補償金も支払わない取り決めになっているようである。建前は任意接種であり、被接種者が接種を承諾している事からも、接種側の責任追及は難しいかもしれないが、本町が補償問題等、責任を追及される可能性、対応等についてどのように考えているのか。

(5) ワクチンを接種したら、マスク着用、手洗い・消毒、うがい、ソーシャル・ディスタンス確保、三密回避は不要と考えている町民がいるようであるが、これらの従来からの基本的対策はワクチン接種後も必要とされている。また、3回目以降の定期的継続接種も必要になりそうである。この事についての町民への周知状況はどうか。

(6) 厚生労働省事務連絡によれば、新型コロナウイルス感染症患者の死亡時の連絡については、厳密な死因を問わず、新型コロナ死亡者数として全数公表を指示、即ち心臓病、癌等、死因が何であれ、PCR陽性の死亡者は全てコロナ死に計上するように指示していると読める。これは「コロナは恐ろしい」という恐怖心を更に煽る事になり、長期的副作用が不明にも関わらず、安全で効果があると信じた善良な国民へのワクチン接種誘導に繋がる。コロナ死で不安を煽ってワクチン接種に誘導するものの、ワクチン接種で死亡してもワクチンが原因ではない、とでも言うような一連の流れには良からぬものを感じる。何かの陰謀ではないかと言う医師や有識者も多数いる。以上について、本町はどのように考えるのか。

(7) ファイザー社の研究計画書 Protocol C4591001を見て、ワクチン被接種者の呼気を吸入したり、肌に触れると有害物質の影響を受けると解釈する人もいる。本町はこの計画書の存在を知っていたかどうか。知っていた場合、見解はどうか。

今年の3月議会での私の一般質問でも申し上げましたが、日々繰り返される報道の中には相変わらず、偏向、誘導、扇動、隠蔽等が見受けられる場合があります。専門家のコロナ、ワクチン接種に対する見解も、倫理観、価値観、経済的理由等から分かれています。菅政権による東京オリンピック・パラリンピック強行開催方針に伴い、ワクチンを早く打つのが当然で正しいような風潮が全国を覆い、各地方自治体がワクチン接種を競っているような状況の中、本町民も情報弱者にならないよう、テレビや新聞の一方的な報道に決して惑わされず、振り回されないように気を付ける必要があると思います。本質を知ろうとしないならば、それは重大な問題です。従来の基本的対策実施と共に、日常生活に気を付けて心身の安定を図り、人間が本来持っている自然免疫力を向上させながら、開発・量産体制整備が大詰めに来ている国内大手医薬品メーカーの、より安全と思われるワクチンや薬を待つ姿勢も大切なのではないかと私は思います。町民が、コロナ・ワクチン情報を正しく知り、正しく恐れ、選択を決して間違えないよう、取り返しがつかなくなるようなことが無いよう、ワクチン接種実施主体を担う本町としてのコロナ・ワクチン問題に対する基本的所見についてお聞きし、この難局を共に乗り切っていけることを祈念して、私の質問を終わります。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）質問にお答えを致します。まずは、当町の新型コロナワクチン接種につきましては、綾歌地区医師会や薬剤師会の先生方をはじめ大勢の方々のご協力を頂き、4月17日より集団接種を開始し、円滑に進んでおりますことに本当に感謝をしているところでございます。

1点目の「ワクチンの効果とリスク双方の町民への情報提供」についてであります。本町では接種券の発送時に予診票とともに「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を同封しております。その中に「接種を受けるにあたり注意が必要な人」「副反応」等の説明、また厚労省のホームページのQRコードを掲載しております。また、町ホームページへの掲載、広報に合わせて接種情報の提供等、情報提供に努めており、今後も情報提供に努めて参ります。

2点目につきましては、特例承認ということで、1点目にあった「説明書」による説明及び予防接種実施要領に基づいた実施、適正使用ガイドに沿った予診、接種後の健康観察を実施しており、予防接種実施要領、適正使用ガイドに則り接種を実施しているところであります。

3点目につきましては、感染予防効果は臨床試験で確認することは稀で実証は難しいとされております。発症予防・重症化予防は臨床試験において評価が可能ということで、ファイザー社のワクチンについては、発症予防効果が認められており、ワクチン接種に取り組んでいるところであります。

4点目の「予防接種健康被害救済制度」についてであります。予防接種後の副反応による健康被害は、稀ではあるものの不可避免的に発生するものであるため、健康被害が生じたと厚生労働大臣が認める場合、国の負担により救済給付が実施されます。流れと致しましては、予防接種健康被害調査委員会を開催し、委員会において医学的な見地から当該事例について調査し、因果関係が確認されたものについて、県を通じて国へ進達し、国は疾病・障害認定審査会に諮問し、答申を受け、県を通じて市町に通知され、給付が認められた事例に対しまして給付が行われます。新型コロナウイルスワクチンは、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種であり、救済給付金につきましては国負担と示されております。接種後の副反応報告につきましては症状により報告基準の時間や日数が定められておりますが、因果関係についての時間規定は示されておられません。

5点目の「接種後の感染予防対策」についてであります。3点目でも述べましたように感染予防効果は実証困難であり、接種後も引き続き、感染予防対策は必要であります。接種後に全員の方に副反応等の説明と共に、引き続き、感染予防対策を呼びかける説明文をお渡しして啓発に努めております。

6点目につきましては、新型コロナウイルス感染症を必要以上に恐れたり軽視したりすることなく、国の指示により、発症予防効果を認められているワクチン接種を実施しているところであります。

7点目の「研究計画書」は目にしておりません。ファイザー社及び武田／モデルナ社のワクチンはウイルス表面の「スパイクタンパク質」のみの遺伝情報を用いたものであり、ウイルス全体の遺伝情報が含まれているわけではないため、体内でウイルスが作られたり、感染することはないというワクチンの説明で、認識をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○9番（井上）私も別にですね、あのワクチンの恐怖を煽ってですね、なんか倫理に反してどうのこうのとそういう気持ちは全くなくてですね、国民、町民がですね、情報を正しく知り、メリットもデメリットもですね、まあ時間が経たないと分からないこともありますけども、選択を間違えないように、取り返しがつかなくなるようなそういうことにならないようにという意味でやっておりますので、決して誤解をされないようによろしくお願いを致します。

関連の質問ですけども、まあ3点ばかりありますけども、1点目ですけども、世の中ですねワクチン95%の効果があるという数字がですね、ひとり歩きしているような感じですけども、これはまあ、人によったらですね、たぶん大勢の人がこういう解釈するんじゃないかと思うんですけども、95%有効率だったらまあ例えば100人受けたら95人まではワクチンはよう効くと、5人くらいはひよっとしたら効かんかも分からんと、というような捉え方されるんじゃないかと思うんですけども、これはですね、あのまあちょっと数字調べましたらですね、先ほどの、あの、(3)番目とちょっと関連しますけども、それぞれ母集団としてね、まあ2万人ぐらいを対象にして、ワクチンを打った人ですね、打った人はまあ発症者は8人と、それからプラシーボですね、まあいわゆる生理食塩水とかその辺のまあ毒にもならない、まあ水みたいなもんですけども、それを同じく2万人くらいに打ったところ、発症者は162人という事で、この発症者に限っていいますと、まあ162分の154とかで約95%になるんですけども、これは一種の数字のまやかしと言ったら語弊があるかもしれませんが、ともにですねワクチンを打っても極端に言えば、ワクチンを打っても打たなくても99%以上は感染しないというデータも出ておりますので、95%という数字がですね、ひとり歩きしないよう、これは町民にも詳しく周知する必要があるかと思うんですけども、これについてお答え願いたいというのと、それと、6月18日現在でこれも100%ワクチンの影響があるというのは断言できませんけども、かなりの確率で影響があると推測されておりますけども、6月18日時点でワクチン接種後、表に出るだけでも355人が亡くなっております。ロット番号毎に死亡の原因、傾向とかですね、その辺はだいぶ変わっているようですけども、この辺もですね、やっぱり町としてもでき

るだけですね、打つのはもちろん結構、結構とも言えませんが、この辺の情報をですね、できるだけやっぱり広く入手して、まあそらあのテレビも新聞もネットもそうですけども、情報が玉石混交になってますので、全部鵜呑みにするわけではないですけども、しかし現在として表に出ると数字だけでも6月18日時点で355人という数字がありますので、知ってる町民もいると思うんで、この辺についての町の見解をですね、やっぱりそれなりに広報とまではいなくてもですね、ホームページに載せるとかそういうことが必要だと思うんですけども、いかが考えてるのか、という事と、まあ言い出したらキリがないので最後1つだけですけども、先日あの岡山県総社市で、12歳、小中学生を対象にした集団接種を市長が実施しようかというような発表をしてですね、やりかけようとしていたところ、まあ全国から市内中心に全国から大きな懸念する声がありまして、急遽中止したという報道がなされていますけども、本町もですね、まあ若い人・老人いろいろおりますけども、将来的にですね、集団接種をもう少し進んで中学生とか小学生とかこの辺までその接種とかいうことになると、さすがにですね、あの語弊ありますけども、年配者はまあ私もそうですけども、先がそれほど長くないということで、そらあきらめる人もおるかもしれませんけども、12歳とかですね15歳、10代の人とかこれはもう無限の可能性があるですね、子どもをこういう、言うてみたらどんなんか分らんようなですね、目の前に肉があったら、何の肉か分からんのに食べると、これは極論ですけども、これに近いような状態ですね、非常に危ないと思うんで、やはり特に若年層へ集団接種、もしするというような、本町がそういう傾向に出てきた場合、というかそういう世の中の傾向がですね、そうなってきた場合、本町はどういうふうに対応をどうするつもりかと、その以上3点よろしくお願いします。

○健康福祉課長（高嶋） はい、議長。

○議長（河野） 高嶋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高嶋） 井上議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目ですが、ワクチンの効果、プラシーボ、偽薬等の状況で効果の割合っていうのがそれぞれ変わらないのではないかというご質問を頂きました。国の方で当然調査委員会等その審議会でワクチン効果というのは認められて今、接種を行っているところでございます。そういう意味からすれば、当然偽薬とのその違いというのはあるという中で、ほぼ同じような割合が出ておるといふところもありますが、国の方で臨時定期接種で2社、国内ではワクチン接種が行われておりますけども、適正に指導要領、実施要領等に基づきまして、接種を行っていくという形で、ワクチンの有効性等につきましても、住民に、十分に周知をしていきたい。また、危険性そういう2点目の死亡事例等にもつながりますけども、これにおいても国の方で調査委員会等、厚労省の中で特別委員会、行われていることとございますけれども、議員おっしゃったように、因果関係等についてはまだ十分に調査ができていない、また精査中であるといふところとございますので、そういうふうななかのところで、はっきりとした情報、見解が示された中で

住民に適正に周知を行っていくということが必要でなかろうかというふうに思っております。

また、3点目、学生、中学生、12歳以上からの接種というふうに5月末から変わっておりますけれども、本町におきましては町の集団接種会場において接種を行っていくという方向でございます。保護者の適切な判断ができますように、適正な情報を接種券の送付と合わせて適正な情報をお伝え出来るようにしながら、接種を希望される方が早く接種が終わるように、本町としては進めて参りたいというふうに思っております。

ご理解を賜りたいと思います。以上、井上議員の再質問に対して答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○9番（井上） まあ、これあの感染症等ですね、そういう専門家の間でもだいぶ議論が分かれていますので、まあひとつの地方公共団体で私もヤーヤー言うつもりはありませんけれども、要はその、何回もクドイですけども、町民がその打った人どうのこうのとか、打たない人どうのこうの言うつもりは全くないんですけども、判断する時にですね、ワクチンの接種の希望も結構ですけども、えーそういう心を決める時にその判断材料に迷わないようにですね、やっぱり正しいその情報を提供して、そしてまあ執行部においても議会においても感情に走らずですね、明示的な議論をして、まあタブー視することなくですね、これやっぱり何十年とか子々孫々まで出るような問題になる可能性もありますので、十分な議論を尽くしてから慎重にやっぱり進めていって頂きたいなと思います。以上要望を申し上げて私の質問を終わります。

○議長（河野） 以上で、井上君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 6番、大野直樹君。

○6番（大野） はい、議長。

○議長（河野） 大野君。

○6番（大野） はい、6番、大野です。

○6番（大野） それでは一般質問させていただきます。ワクチンの接種について、本町は、ご承知の通りワクチンの集団接種の形をとっております。医療関係者の皆様や医師会、薬剤師会、町職員の皆様など関係者の多大なるご尽力により順調に集団接種が進んでいることに、心より感謝申し上げます。それらを踏まえた上で、ワクチン接種が進むにつれて出てくる可能性のある課題について質問を致します。

ワクチン接種はあくまでも任意であり、決して強制するものではありません。従いまして、ワクチン接種を選ばなかった方が心苦しい立場になる事は、決して許されるものではありません。まずは、本町としましてもこの事について丁寧な広報啓発をお願い致します。この100年に一度とも評される新型コロナウイルスの蔓延に対する対応、対策については、これらを些細な事からでも記録に残し、対策が決定するまでのプロセスを今後も起こるかもしれない様々な病気蔓延や災害対策のマニュアル等の判断基準になるものとして大切に扱って頂きたく思います。

本町では、前述のワクチン集団接種において、無料バスの運行など、多くの方々が公平便利に接種を受けられる環境を整えてくださっております。しかしながら、一部情報不足の為に接種を受けられないご高齢者や障がい者。一人暮らしや妊婦さん、接種会場までの交通手段が無い方などに対しても、希望すれば公平な接種を可能にする仕組みも同時に考えて頂きたい。ワクチンの保存環境や衛生面などの事情はありますが、訪問接種の可能性も考えて頂きたいですが、このような接種が難しい方々についてのお考えをお聞かせ願います。

綾川町消防団への優先接種について、本町には消防団が消防9分団、女性消防団、災害支援分団があります。火災だけではなく、水災害その他の災害時にも活動してくださっている方々です。近年本町では、災害を想定した訓練を行っておりますが、その中でも大きな役割を占める消防団の皆様の中で希望する方には、ワクチンの優先摂取を行ってはいかがでしょうか。災害はいつ起こるか分かりません。日頃の備えこそが災害時に力を発揮します。先般、道の駅滝宮が緊急避難場所に指定されました。県内、中讃地区での防災拠点になる事を踏まえ、大規模災害時に対応できる人員の確保は必須であります。まさに地元消防団の皆様が必要になるわけです。今日、明日起こるかも分からない災害に備えるべく、希望する消防団員の皆様への優先摂取のご検討をお願いしたいと思いますがいかがお考えでしょうか。以上で終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問の「ワクチン接種について」お答えを致します。

1点目の「集団接種会場への来場が困難な方への接種について」であります。現在は、集団接種のみ行っております。並行して町内医療機関での個別接種の検討も始めております。個別接種が実現すれば、かかりつけ医による訪問接種などのきめ細やかな対応も可能になると考えております。

また、昨年度に引き続きまして、75歳以上の高齢者、障害者手帳1・2級所持者、妊産婦にはタクシー券の助成を行っておりますので、接種会場までの移動手段として活用いただくよう周知を行って参ります。さらには、民生児童委員やケアマネジャー、相談支援専門員などの支援者の方々や町保健師により、情報が行き届いていない方へのケアについて働きかけを進めて参ります。

2点目の「消防団員への優先接種」ですが、国が示す優先接種の対象となっております。本町でも優先接種は考えておりません。しかし、7月中には接種対象者全員に接種券を発送する予定としておりますので、接種希望者には比較的早期に接種できるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○6番（大野） 議長。

○議長（河野） 大野君。

○6番（大野） ご答弁ありがとうございました。先ほどの個別接種ですね、今後行っていくという事ですが、くれぐれもその情報不足によってそれを受けられない方がいない

と、そういう事にもしっかりと民生委員さん、支援員さんを通じてですね、やって頂きたいと思っております。このことについては、ご要望になると思いますが、しっかりですね各関係機関をうまく使って、そしてまた情報発信しながらですね、声を届けて頂きたいなと思います。以上で終わります。

○健康福祉課長（高嶋）議長。

○議長（河野）高嶋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高嶋）大野議員の再質問にお答えを致します。答弁でもお答えをさせて頂きましたように、当然皆様方に接種についての情報を、またその内容等について十分に伝わるようにというところでございます。答弁でも申し上げましたように、各種団体の方いろいろな地域への関わりを持っている方にもお願いを申し上げて、情報が皆さん方に伝わり、今後のワクチンの接種、それ以外の情報もあろうかと思えますけれども、住民への、住民の方が情報が伝わらないということがないように、努めて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りましたらというふうに思います。どうぞよろしくお願ひ致します。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○6番（大野）ありません。

○議長（河野）大野君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○6番（大野）本町の経済対策についてお聞かせ願ひます。町長をはじめ、町執行部の皆様におかれましては、ワクチン接種の効果を期待し「もうちょっと、もう少し何とか待って欲しい」と心の中で叫びながら、各種行事、イベント中止の決断をされてきた事だと思います。国や県の経済対策に加え、本町でもこれまでに様々な対策を行って参りました。県では、「かがわ安心飲食店認証制度」と呼ばれる独自の制度を制定し、感染防止対策をとっている店舗に対し補助金を出すことになりました。それに加えて、本町では町内の同認証店舗には上乘せをする形で補助金を準備していくと、お聞き致しました。そのような経済対策の下準備をしている段階ではありますが、現時点での対策について質問をさせて頂きます。アフターコロナ綾川町版経済対策について7点質問させて頂きます。

1. 三豊市が始めた、タクシーでのデリバリーに対し、二番煎じにはなりますが、コロナ禍、アフターコロナでの新しいカタチと捉え、是非ともタクシー等を活用したデリバリーに取り組む等、飲食店を盛り上げて頂きたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2. 使い古された言葉に聞こえますが、地産地消を改めて推進し、地元食材や地元商店の食材を積極的に使う飲食店に対する支援をしていくのはいかがでしょうか。例えば、あやがわ安心飲食店応援事業において、交付要綱に地元食材を積極的に使用していることを条件とする一文を記載するなど、地元食材を使用していただく事を条件に加えてはいかがでしょうか。

3. 現時点で行っているデリバリーやテイクアウトのお店などの積極的な利用を行って欲しいと考えております。同時に町HP・SNSにおいても地元飲食店の紹介を含め、支援を行って欲しいと考えますがいかがでしょうか。当然ながら、自社でのPRや、

商工会でのPRは必須ではございますが、町でも同様のPRをする事が出来ると思いますが、合わせてお尋ね致します。

4. 国や県の補助金が新に出た際、どこに書類を取りに行けば良いのか？とよく聞かれます。是非、町のHPにおいても積極的な広報をお願い致します。当然ながら、商工会での積極的な広報は不可欠です。しかしながら残念ながら、商工会HPではあまり積極的な記載は見あたりません。難癖ではなく期待と願いを込めて、町と商工会の連携を軸とした積極的な支援をお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

5. 私は、町民の皆様にもっともっと綾川町のお店を知って頂きたいと常々思っております。当然ながら、利用する側それぞれの好みやニーズはありますが、出来れば町内で買い物や飲食を楽しんで頂きたいと考えております。そこで、既存の商品券に加え、飲食業、サービス業などのように「ここにしか無いモノ」を提供する店舗に対して、初めての店舗を利用しやすくするための、初めて店舗を利用するきっかけづくりに特化したプレミアムの付いた商品券を発行できないでしょうか。地元の方がまだ行ったことの無い地元飲食店や地元サービス店舗等を利用しやすくすることで、新たな顧客となるきっかけづくりになろうかと思いますが、このような新しい顧客を産み出す事に特化したプレミアムの商品券の発行についてはいかがお考えでしょうか。

6. 綾川町中小企業振興基本条例についてお尋ねします。商業振興の理念となる条例は、地域経済の活性化と活力あふれる街づくりを実現するための施策として検討していくと、力強く施政方針で示されました。いずれ訪れるであろうアフターコロナの時代に皆がどのように地域経済を支えていけば良いか、ここで具体的な指針を出す必要があると考えます。正にこのタイミングで、正にこの時期に、具体的な役割を検討し、いち早く動く事が肝要であると考えますが、この件についてどのようにお考えでしょうか。

7. コロナウイルス抗原検査キットの配布について、5月9日西村経済財政再生担当大臣が、新型コロナウイルス感染を調べるために使う抗原検査キットについて企業や大学での活用を促す方針を示し「検査を行い感染が短時間でわかる仕組みを広げていきたい」と仰いました。本町でも3月議会で、この抗原検査キットの補助の一般質問がありましたが、その後、国でも抗原検査を有効に活用しながら対応していくとの方向性も出され、各市町においても防災での常備や健康福祉、経済の活性化など、幅広い見地で補助を出す取り組みをする自治体も増えて参りました。経済が回り始める今だからこそ特に有効な対策になると考えます。またそれに加え、医療福祉、教育、防災などの観点からも、一定数の抗原検査キットを常備することで、大規模クラスターの発生を防止出来るかもしれません。町民の命を守る意味でも、町での常備と補助、経済を円滑に回すためにも行って頂きたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。以上で質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 2点目ご質問にお答えを致します。本町の経済対策につきましては、令和2年度から、香川県感染拡大防止協力金への上乗せ補助、綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金の支給、あやがわスマイル応援券の発行などの施策を実施し、町内

の中小企業者等への支援、及び経済活性化に努めてきたところであります。

1点目の「タクシーでのデリバリー」につきましては、現時点では考えておりません。本町と致しましては、今後ワクチン接種を進め、感染防止対策に取り組む飲食店において、安心して飲食を楽しんでいただくことを目指しており、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証取得店舗への補助制度の創設を考えております。また、中小企業者等事業継続支援臨時給付金やスマホ決済ポイント還元事業も予定をしており、こうした施策によって新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた町内事業者を支援して参りたいと考えております。

2点目の「地産地消の推進」についてであります。現在は、学校給食での町内産コシヒカリの使用や、菜種油の使用、また、農業委員会が町内小学校での食育により、地産地消を推進しております。今回の「あやがわ安心飲食認証店応援事業」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む事業者に対し、補助金を交付することにより、感染防止対策への取り組みを後押しし、町民への安心と信頼を提供することを目的としておりますので、補助事業への要件追加については考えておりません。なお、香川県の県産品振興課が実施する「さぬきダイニング」での地元食材の使用店を紹介する制度がありますので、積極的に活用して頂けるよう飲食事業者への情報提供を行って参ります。

3点目の「デリバリーやテイクアウトの情報発信支援」につきましては、感染拡大の防止につながるサービス情報として、町のホームページでの情報発信も可能と思われ。事業者からの要望等がございましたら、今後、商工会とも連携して、PRの方法等について検討して参ります。

4点目の「国・県事業の積極的広報」についてであります。国や県が新たな補助制度を創設した際には、町ホームページにおいても随時掲載するよう努めておりますが、より一層の広報に努めて参ります。なお、申請様式などは経済課窓口にも備えておりますので、お問い合わせには、役場経済課にて対応して参ります。また、商工会への情報提供も随時行っておりますが、ともに商工業を支援する立場としてさらに連携に努めて参ります。

5点目の「新規利用に特化したプレミアム商品券」についてであります。今年度も、プレミアム率20%の「あやがわスマイル応援券」を発行し、町民のみなさんに町内店舗で使っていただく予定であります。店舗においては、今回のスマイル応援券発行を、町内の新規顧客を獲得する良い機会ととらえて頂きまして、各店舗において工夫したキャンペーン等に努めて頂きたいと、そのように考えております。

6点目の「綾川町中小企業振興基本条例について」であります。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大等により、地域経済は大きな打撃を被るとともに、新しい生活様式の受け入れなどによる転換期を迎えており、地域経済が直面する課題等に多方面からアプローチする必要があると考えておりますので、商工会と連携してアフターコロナの時代に対応した、中小企業の振興と地域経済の活性化に努めて参りたいと考えて

おります。

7点目の「コロナウイルス抗原検査キット配布について」であります。抗原検査キットが昨年承認された頃は、抗原検査が陰性でも確定診断で再度PCR検査が必要とされておりましたが、その後の調査研究では、PCR検査の結果との一致率も高く、確定診断ができるように、ガイドラインが見直されたようであります。但し、少ない量のウイルスを検出する検査キットについては採取後は検査機関への搬送となります。また、自己判断で使用する事の危険性もふまえ、また検査結果により感染対策がおろそかにならないよう注意も必要であります。ご指摘の防災対策や経済の活性化などの観点でいうと、今後もクラスターの発生が懸念されておりますので、有効に活用する方法を検討して参りたいと思います。

令和3年度においても、依然として厳しい事業者の状況を鑑み、あやがわスマイル応援券の発行、スマホ決済ポイント還元事業による町内の消費の活性化、また、前年度に引き続き、綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金の支給による中小企業者の事業継続支援、また、あやがわ安心飲食認証店応援事業補助金による、感染防止対策への取り組みへの支援など、各種施策により、アフターコロナも見据えた経済対策を進めて参ります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○6番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○6番（大野）ご答弁ありがとうございました。まず2点目のですね、地元の食物、食べるものですね、たぶんこれ経済の方でも農家の支援とかでも、アスパラであったりとか、イチゴだったりとかいろんなものを推奨しておると思いますので、こういうのを綾川町でも推してますよ、県でも推してますよっていうような内容を、要綱を取りに来た時にですね、こんなん是非あるから使ってくださいよ、とか積極的にお願いしますよというPRぐらいはできると思いますので、是非ですね、地元のをPR、まずして頂きたいと思っております。これをまあお願いします。

6番目の振興基本条例ですね、この件についても、これから商品券、キャッシュレス決済、安心飲食店などの制度も始まってくる中でも、経済が回ろうとしています。で、施政方針の中でも、中小企業振興会議を開催し、ということがありますが、これ、いつぐらいを目途にですね、考えているか、この点、2点ちょっとお尋ねを致したいと思います。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）ただ今の、大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。まず1点目の地産地消の推進でございますけども、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、あやがわ安心飲食店応援事業、この申請をされる方におきましては、町内産の農産物

の使用につきましてのPRにつきましては、要綱を取りに来た際に、また申請のあった時には、こういうことは伝えて参りたいと思っております。

また、中小企業振興会議についてでございますけれども、これにつきましても、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ継続的に推進するということでございますので、まだ、コロナが収束したというわけではございませんけれども、この時期にまさに協議の方を始めなければならないと思っております。商工会につきましても、今回会長が替わられたという事もございますけれども、早急に商工会とも連携をして会議の方を立ち上げて協議を進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○6番（大野） はい、ありません。

○議長（河野） 以上で大野君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 3番、十河茂広君。

○3番（十河） はい、議長。

○議長（河野） 十河君。

○3番（十河） 3番、十河。

○3番（十河） では、議長に発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。公明党の十河です。よろしくお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後についてお伺いを致します。

今、日本が直面する重要課題の解決は、言うまでもなくコロナ禍の収束であります。2020年1月末のクルーズ船から新型コロナウイルスの感染脅威が伝えられました。あれからほぼ1年と半年が経とうとしていますが、ウイルス感染者が全国で今もなお1,000人を切ることなく広がっていることが日々報道されています。感染者累計は22日現在全国で78万7,536人、死亡者1万4,504人とのことです。緊急事態宣言が沖縄県に、まん延防止等重点措置実施区域が10都道府県に発令されている状況です。平和の祭典でもあるオリンピック、パラリンピックも昨年より1年延期され、いよいよ1か月後には開催予定ですが世界中から日本に万単位で人々が来日してくることもあり、様々な感染防止対策の課題を克服していかなければなりません。

香川県においても本年ゴールデンウィーク後に施設でクラスターが発生して以降、新規感染者数が一気に増加しました。現在は、6段階中の4番目に相当する感染拡大防止対策期が発表されています。交流の多い関西圏では感染者が多数報告されており感染防止に緊張感を持って取り組んでいかなければなりません。新型コロナウイルス収束の切り札となるのが今全国で進めているワクチン接種です。接種を希望する全ての方にもれなく総力を挙げて取り組んでいかなければなりません。我が町においても昨年より、様々な行事が中止、延期、縮小となり町民の方々に我慢とご不便をおかけしているところであります。また飲食店の事業者の皆さんには時短要請等、感染防止対策の徹底をお願いして、クラスターも発生することなく現在に至っています。先日開催された厚生常任委員会において、町長、担当課長の陣頭指揮の下、4月17日より始まった

町のワクチン接種の進捗状況の報告がありました。医療従事者をはじめとして、優先順位を決めて接種をスタート。職員の方にはクーポン発送、申請受付業務をして頂いております。65歳以上8,800名の高齢者は7月末には接種完了予定。以後9月には対象者の約70%15,000人の接種完了を目指して取り組んでいるとの説明がありました。接種に関わって頂いている綾歌地区医師会の先生方、看護師の皆さん、町職員の皆さんには心より感謝を申し上げます。以上、進むワクチン接種への期待、ウイルス収束を願いつつ以下の4点お伺いを致します。

1. 接種後の副反応は個人差があると思うが、町内において副反応の報告、相談はあるのか。また稀に重篤な副反応が出た時の補償体制は。
2. 冷凍保存のワクチン管理は難しいと想像するが、予約キャンセル時の対策は。キャンセル登録申請はどのようなシステムで決めているのか。またワクチンは廃棄になっていないのか。
3. 一般接種が始まると、時間、曜日等仕事の関係で接種対応が複雑になると思うが町としての対応は。
4. 今後ワクチンパスポート（接種証明書）が海外渡航、留学等で必要となると、打たない人、打てない人の人権に関わってくるかと思うが、接種への強制的な縛りがでてくる。これらは、国からの指針は出ているのか説明をお願いします。

以上4点答弁をお願い致します。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えを致します。

まず、1点目の、接種後の副反応についてであります。相談は、国、県、町のそれぞれコールセンターにおいて対応しております。窓口等でも時々接種後の発熱などの相談を受けることはあります。これまで当町の集団接種においては重篤な副反応は発生していません。発生した時の補償については、その健康被害が予防接種によるものと厚生労働大臣が認定したときは予防接種法に基づく救済で医療費・障害年金等の給付が受けられます。救済給付の金額は高水準の死亡一時金4,420万円、障害年金年額505万6,800円となっております。

2点目のワクチン管理についてであります。現在使用しているファイザーのワクチンは、1バイアルで6回分をとります。また、希釈後6時間以内に使用することとされ保存条件が厳しく示されております。ワクチンの廃棄を防ぐために、予約がキャンセルになった場合も速やかに接種者の確保をしております。その対象者として現在は、まず予約時にキャンセル待ちの希望を登録された方に連絡し確保するほか、会場で急遽キャンセルとなった場合には、接種会場での従事者や窓口業務の職員等で行いこれまでに廃棄に至ったことはありません。

3点目の対応方法についてであります。接種対象者の年齢が青壮年になるにつれ

就業内容によっては、現在の木曜日と土曜日の午後、日曜日の午前午後だけでは、希望日時の調整が困難になる可能性はあります。現在、医療機関での個別接種の導入に向け地区医師会と調整をしております。

4点目のワクチンパスポートについてであります。国から発行手続きについて示され始めたところであり、真に必要な場合のみ取得でき、接種者からの申請に基づき発行するもので、接種記録と接種者に関する事項を記載するもので詳細は今後決定されていくようであり、人権への配慮につきましては、この証明書はあくまで接種の事実を証明するものであるため、発行自体が差別につながるものではないと考えられておりますが、受けない方への不当な差別に繋がらないよう周知に努めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（十河）議長。

○議長（河野）十河君。

○3番（十河）はい。ありがとうございました。質問ではございませんが、4番目のパスポートに関しましては、国から細かい説明が今後なされていくかというふうに思いますが、これはまた町の皆さんにも丁寧に、どういった時に証明書を交付できるものかというものを、説明をして頂きたいなというふうに、その時期になれば、説明して頂きたいと思うのが1点。で、もう1点が一般接種の件でございます。今、町長の方から答弁の中で、木・土・日では、という若干クエスチョン的な、さあこれからの対応が、というところがございましたけれども、これはまた医師会の先生方に大きな負担をかけてくるというの、目に見えるところではございます。これは、医師会の先生方とも、しっかりご相談して頂きながら、また、サポートもして頂きながら、一般接種の方、希望者全員に速やかに接種が始まることを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野）以上で十河君の一般質問を終わります。

○議長（河野）10番、川崎泰史君。

○10番（川崎）はい、議長。

○議長（河野）川崎君。

○10番（川崎）それでは質問をさせていただきます。

幅広い子育て支援金を。

コロナの先行きが見えない中、生活に大きな影響を受けるであろう低所得者世帯や、ひとり親世帯向けの施策について、国を含めて独自施策もある綾川町は手厚くなされていると思います。これは大変素晴らしいことであり、福祉的な意味で大きな成果だと思っています。しかしながらコロナの影響は幅広く、特に子育て世帯では、世帯収入の減少が、子どもの成長に大きく影響致します。未来ある子ども達への教育子育て投資はいついかなる場合も、下げるべきではありません。インフラ投資はすでに投資ではなく維持となり、今後の有効な投資先は人であり、未来への投資こそが教育子育てです。国の発

展はひとえに次代を支える子ども達にかかっています。そして国とは人々が暮らす集合体です。国の疲弊はそこに住まう人々の不利益に繋がります。そこで、子育て世帯向けに幅広くその生活を支える子育て支援金を給付できないでしょうか。教育の町を掲げる、綾川町であれば、なおさら子育て支援に注力するべきです。児童手当に上乘せる形であれば、経費圧縮も可能であると思われます。現在の厳しい状況下で、すべてを補うことはできないまでも、広く、子育て世帯を対象とした支援金を出し、誰も見捨てないという強いメッセージを込め、子ども達の健やかな成長の一助としてご検討頂きたいと思います。世界的なパンデミックは誰も経験していなからこそ、こぼれ落ちる指の隙間、網にかからない部分をより強く意識して、ご検討をお願い致します。以上です。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えを致します。綾川町では、新型コロナウイルス対策事業として国の「子育て世帯への臨時特別給付金」に併せて、昨年度から子育て世帯に対し、いくつかの町単独の支援を実施して参りました。

具体的には、令和2年5月から8月にかけて、0歳児から15歳児までの児童を対象に1人あたり4万円と、16歳から18歳の児童を対象に1人あたり3万円を、また、ひとり親家庭等には、令和2年5月から7月と令和3年3月にそれぞれ1人あたり5万円を支給する「綾川子育てスマイル応援金」を、町単独の子育て支援対策事業として支給致しました。

また、現在は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への生活支援と致しまして、令和3年3月31日時点で18歳未満の者、特別児童扶養手当支給対象児は20歳未満の者、または令和4年2月28日までに出生した者の養育者であって、令和3年度分の町民税均等割これが非課税である者、または家計急変者に対し、国が新たに児童1人あたり5万円を支給する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」に関する予算を6月定例会に計上して、1日でも早く支給できるよう事務作業を進めておるところであります。

今後もですね、新型コロナウイルスの感染状況、また社会情勢を見極めながら、より困窮している子育て世帯を支援できるよう施策、これを今後も検討して参りたいと考えております。以上、質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○10番（川崎） はい、議長、再質問あります。

○議長（河野） 川崎君。

○10番（川崎） それでは再質問させていただきます。今説明がありました、たくさんですね、子育て施策、本当にまあ、ありがたく感じております。特にその中にありましたですね、昨年実施されました、児童手当に上乘せした形の給付ですね、これをですね是非とも本年度もやはり再度実施して頂きたいと、これが本主旨でございます。なぜかと

申しますとあの、確かに困窮世帯等々多数あります。そしてまた、そちらに関しては、国もまた我が町もですね、対策を取っとりますので、これで十分かどうかというの
はまた別の問題でございますが、やはりそれ以外の部分もですね、大きな影響が出て
おります。実際ですね、そういった網にかからない部分、その部分をですね、大変苦勞
されているご家庭もたくさんあると耳に入ってきております。是非ともそういった部
分をですね、助けていくために、そしてまた、これは無駄ではございません。渡して終
わりではございません。先ほど申し上げましたように、未来への大いなる投資でござ
います。是非ともその部分をですね、考慮していただいてですね、ご検討をよろしくお
願い致します。

○議長（河野）久保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（久保田）はい、議長。

○子育て支援課長（久保田）川崎議員さんの再質問にお答えしたいと思います。答弁の
中でもございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の状況をですね今後見極め
つつ、今頂いたご意見を参考にですね、いろんな施策を今後検討して参りたいと思っ
ておりますので、ご理解のほどよろしくお願い出来たらと思います。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○10番（川崎）ありません。

○議長（河野）以上で、川崎君の一般質問を終わります。

○議長（河野）ここで暫時休憩と致します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

○議長（河野）5番、西村宣之君。

○5番（西村）はい、議長。

○議長（河野）西村君。

○5番（西村）それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

公共施設の有効利用という事で、私の方から問いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症防止対策が香川県では、感染拡大防止対策期となってい
ます。本町においては、各産業に対し持続的給付金等の援助を計画し、地元活性化の為
に対応をしております。また、ワクチン接種については、町長をはじめ町職員・医療関
係者においては格段の努力を頂き、接種率も県下においては、上位に位置しておりま
す。コロナ収束の為に、町民の皆さんのご協力に感謝を致します。現在の公共施設につ

いてですが、コロナ禍での町有財産をどのように維持管理していくのか。町有財産には、学校、保育所関係で55,000㎡を有しております。来年度には、綾上中学校が統合され統合後の綾上中学校の再利用について、何か有効利用をお願いするものがあります。旧綾南町時代に“教育の町”宣言をしている本町においては、統合により、使用されていない施設が負の遺産とならないようにする事が必要であり、地域のランドマークがいい意味でのランドマークとなる事をお願いします。一部の施設においては解体工事により建築物の整理が始まっています。税金が減少している本年度の予算の中でも公共施設の老朽化は進むので、今後の維持管理費はどのくらい必要なのか。財政にとって大きな問題とならない事が寛容ではないでしょうか。2019年の9月議会において町有財産の削減計画が今後10年で5%の削減をするとの答弁を頂きましたが、現状はどのようになっているのか、問うものであります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えを致します。現在、町有財産の維持管理につきましては平成29年度に「綾川町公共施設等総合管理計画」これを策定し、公共施設等の全体の方針を定めているところであります。

本計画では、平成29年度からの40年間で更新費用を総額511億6千万円と推計しております。10年間で公共施設面積の削減率5%の目標を立てております。現状は公共施設について滝宮こども園等の整備により、一時的に面積が増加しておりますが、旧滝宮保育所等の除却により、順次面積が減少する予定であります。

今後は、施設区分ごとに個別施設計画を策定して各施設について方針を定め、「綾川町公共施設等総合管理計画」にフィードバックする予定であります。すでに学校施設につきましては令和2年度に「綾川町学校施設長寿命化計画」を策定しており、40年間で約3億円程度のコスト縮減を見込んでおります。各計画に基づきまして安全性や全体のバランスを考慮し、各施設の改修等による維持管理だけでなく、統合や転用、貸付又は除却につきましても検討して参ります。

また、土地につきましては、平成30年度から令和3年度まで3件3,889万9,800円の売却実績があります。今後は使用予定のない普通財産の土地につきまして、積極的に売却を検討して参りたいと考えております。以上、ご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○5番（西村） はい、議長。

○議長（河野） 西村君。

○5番（西村） 今後40年間の計画ということで、非常に長期に渡る計画でありますけれども、今、コロナ禍において、非常に財政的に圧迫されてくる部分が出てくるかと思えます。是非あの一現状の、維持管理だけでなく、今後の売却等によってですね、健全

な財政を維持できるように、お願いしたらと思います。以上で終わります。

○議長（河野） これをもって西村君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 1番、三好東曜君。

○1番（三好東） はい、議長、1番、三好東曜。

○議長（河野） 三好君。

○議長（河野） なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（三好東） はい。質問させていただきます。質問に先立ちまして昨日ですね、ミスエアー ジャパン香川大会がありました。そこで綾川町の中山ららさんがミスエアー第2位に輝きましたのでご報告致します。あの、環境問題に特化したミスエアーということ、これから綾川町もSDGs進めていかないとはいけませんので、そういった方が出てこられた事をここに報告致しまして、是非彼女にも活躍の場を町からも応援して頂きたいと思います。

それでは、質問に移らせて頂きます。

耕作放棄地と遊休農地対策について、お聞きしたいと思います。

農業者の病気、死亡や高齢化、後継者不足により、耕作されていない田畑が町内でも目立つようになってきました。農地対策は町づくりを行う上での緊急で重要な課題です。町の考えを問います。5点あります。1点目、綾川町の農地割合と農地全体の中の非耕作農地の割合を教えてください。また、主要作物別の耕作割合を教えてください。2点目、農地が耕作されなくなっている主な原因は何でしょうか。3点目、また、それらの原因について町が行っている対策とその効果について教えてください。4点目、今までで最も成果をあげた対策は何でしょうか。5点目、これから新たに行おうとしている対策は何でしょうか。以上お答え頂けたらと思います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問の「耕作放棄地と遊休農地対策について」、お答えを致します。

耕作放棄地につきましては、様々な理由によって、作物が栽培されていない農地であり、本町でも増加傾向にあります。1点目ですが、令和2年度の農林水産省作物統計調査によりますと、本町の農地面積は2,077haであり、全体面積10,975haに対する割合19%、うち非耕作農地は47ha、農地面積に対する割合は、2.3%となっております。また、主要作物別の割合ですが、主食用米、米であります41%（860ha）、麦類が12%（251ha）、ブロッコリー3.5%（74ha）、蕎麦0.7%（15ha）、苺が0.5%（約10ha余）となっております。

2点目ですが、農地が耕作されなくなった主要な原因と致しましては、農業従事者の高齢化、後継者や担い手不足、未相続地の発生などが挙げられますが、国際化の進展による農作物の価格競争激化や景気の低迷による農作物の価格下落などから、農業を取り巻く環境が大変厳しい状況に置かれているのも原因のひとつと考えられます。

3点目であります、その対策として、認定農業者の確保、集落営農の推進や新規就農相談、町独自の農業振興補助金制度、香川県農地機構を通じた農地流動化、綾歌南部農業振興公社による遊休農地解消、基盤整備事業の推進などに取り組んでおるところであります。

4点目であります、その成果につきましては、基盤整備事業と併せて集落営農組織が設立したこと、また、農業振興公社の活動により、農家の方々も蕎麦を栽培し始め、11haほどの耕作放棄地防止となっているところでもあります。

5点目であります、今後、更に集落営農、新規就農者のための相談や基盤整備事業の推進に取り組んで参りたいと思っております。また、県農業経営課と連携致しまして、企業による農業参入を推進していく考えでもあります。

農地は、私有財産であり、所有者又は管理者の特定が困難な場合がありますが、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、各種施策により、解消に努めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好東）はい。詳細な説明ありがとうございました。基盤整備と、集落営農併せてやっていくのがまあ効果的な対策でこれから行おうとしている対策という事ですが、あの、やはり、それに当てはまらない部分っていうのをどうにか考えていかないといけないと思います。まあ農地の中で小さな農地だとか、利便性が悪い農地っていうのはどうしても取り残されていく運命にあるような形になっています。そこで、町独自のこれはブランディングの話になっていくと思うんですけども、そういうところで育てていけるような、今蕎麦の話が出ましたけれども、蕎麦だとか、「綾川そば」という形で道の駅でも販売されていると思うんですが、非常にいい形ではないかというふうに思っております。で、香川県の気候帯にやはり合うもの、隣の愛媛県がやっているアボカドだとか、マンゴー、岡山県はバナナですね、もんげバナナっていう耐寒性で、そういう同じ気候帯にある農産物の成功しているものっていうのと、その小さな農地で出来るもの、あと、そうですね、そういう田が多いので水管理なしで出来る麦の、麦なんですけども、これやはり付加価値をつけて参らないと出来ません。で、ここら辺の事、福家課長どういうふうに考えられているか、これからの展望っていうのを教えて頂けたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）ただ今の、三好東曜議員の再質問にお答えをさせていただきます。

農地、小さい農地等につきましては、農地を水利権というのもございまして、水利の関係で繋がっていることもございます。多面的機能の支払い制度という制度もござい

ますので、そちらの方の推進も図りながらそういった小さい農地の維持管理につきましては、地元の方でも進めていって頂ければと思っております。

また、耕作放棄地に合う作物につきましては、以前から相談はしておるんですけども、JAとか県の普及センター等々連携を図りながら、こういったものが綾川町に合うかというのを研究をして参りながら、先ほどおっしゃられた蕎麦のように普及を図って、今、綾川そば、うどん会館の方のうどん店のほうで年中出せるようになりましたので、これについてももっとPRを図って耕作放棄地の解消に繋げていければと思っております。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○1番（三好東） はい。再々質問させていただきます。はい、是非PRをして頂いて検討して頂いてですね、あの全町的に取り組んで頂けたらと思うんですが、現状の問題としまして、耕作放棄地の管理に住民の方々は非常に苦勞しております。草刈りをするだけでも大変です。法面の多い田んぼの法面を刈るだけで本当に大変です。まあこれは提案でございますが、安価で草刈りの機械を借りれるような、そういう事を町の方で検討して頂くだとか、農業振興公社で検討して頂くだとか、いろんな形はあると思うんですけども、農業機械がないと、やはりあの、人がおりません。作物を植えようと思っても人がおりません。この問題をどうにかしないといけないと思うんですけども、人と機械、この点について、お話をお伺いしたいと思います。

○経済課長（福家） 議長。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） 三好東曜議員の再々質問でございますけれども、耕作放棄地につきましては、そこに農地があると言いましても、やはりあの私有財産でございますので、その人の考えとか、未相続地であれば、いろいろ相続人が多数いらっしゃるということもございます。議員おっしゃられた草刈りの機械とかそういう事につきましては、ご意見参考にさせていただきます、検討させていただきます、と思っております。

○議長（河野） 三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○1番（三好東） 2問目の質問に移らせて頂きます。先ほどの人というところです。質問2番目です。耕作放棄地と空き家を活用した移住政策について。

耕作放棄地と空き家の問題はこのままでは年々深刻化していきます。早急に筋道を見出し対策を行わなければなりません。そこで、それらを活用して逆に強みにし、移住政策としてはいかがでしょうか？

福岡県香春町では耕作放棄地と空き家を活用した「半農半X」で豊かなライフスタイルが実現できる町というテーマで移住施策が行われています。香春町は福岡県の東北

部に位置しまして、町域の6割強を山林が占めている緑豊かな町です。県内を縦横断する国道201号線と322号線がクロスする交通の要衝であり、福岡、北九州両政令都市へのアクセスが良好なため、「都市間イナカ」をキャッチフレーズにしている町です。どこか綾川町と似ているような気がします。人口は10,943人（令和元年6月末現在）、高齢化率は約40%で、人口減少及び少子高齢化が急速に進行する中、平成27年度に地方版総合戦略を策定するにあたり、いかにして香春町への「ひとの流れ」をつくるかということをも最優先に、若手職員を中心に議論がなされました。UターンやIターンといった移住者を増やすにはどうしたらよいか。それにはやはり香春町で実現できる魅力あるライフスタイルを発信し、「香春町で暮らしたい」と思ってもらえる必要があったそうです。

「弱み」を見ると「雇用の場がない」「空き家が多い」「耕作放棄地が増えている」等ですが、逆転の発想でこれらを「強み」と捉える事もできます。つまり、移住希望者に対して、住む場所と農地であれば、いくらでも提供できる。これは、移住施策にとっては貴重な資源となります。香春町の職員は「空き家そして農地」の組み合わせで実現できるライフスタイルを探しました。「田畑を耕しながら古民家に住むイメージでありながら、若者にとって魅力的なライフスタイル」で辿り着いたのが京都府綾部市の塩見直紀さんが提唱している「半農半X」というライフスタイルです。「半農半X」とは、自分や家族が食べる分の食料は小さな自給農でまかない、残りの時間は「X」、つまり自分のやりたいことに費やすという生き方のことです。町内には大きな雇用の場はないので、移住者には自分の仕事「X」を持ち込んでいただくという都合の良い考え方ではありませんでしたが、その代わりに住む場所と農地に関しては町が全力で斡旋しようということで、何とか地方版総合戦略の策定をしたそうです。その後、移住相談のワンストップ窓口を創設。ここにスタッフとして、交流イベント担当、空き家バンク担当、情報発信担当の3人の地域おこし協力隊員を配置し、活動を開始したところ、年間に延べ約2,000人の方が来館し、そのうち約60人の方が移住相談をするという結果が得られたそうです。

「半農」の支援としては、香春町には独自の「農地バンク」制度と「かわら農業塾」があります。「農地バンク」は農地の所有者から登録申請を受け、町のホームページの地図上にフラグで表示しています。これをクリックすると、土地の面積や種類、現況などを確認でき、現地の写真も見ることができます。利用の申し込みがあった場合は、役場が橋渡しとなり、所有者に連絡します。貸借条件の交渉や契約は原則当事者同士で行ってもらっています。この「農地バンク」には、これまで122件133,562㎡の登録があり、うち48件54,945㎡分の農地が活用されています。香春町の「農地バンク」制度の特徴は、農業未経験者でも少ない面積から利用することができるということ。これにより、本格的農業ではなくとも、移住者が自給的な家庭菜園レベルから気軽に取り組める環境を提供しています。「かわら農業塾」では、土を触ったことがないという全くの初心者から、農業を学びなおしたいというベテランの人まで、幅広い参加

者を受け入れ、さらに町外在住者の受講も認めています。町民、移住者、町外在住者が交流を深めながら、楽しく学ぶ中で、「半農」の普及が促進され、町外在住者が町内で耕作を始めるといった動きも出てきており、将来的な移住が期待されています。

耕作放棄地と空き家を活用した移住政策を本町も迅速に行う必要があると思います。日々猛暑の中、草刈りに追われる高齢者の姿を見ると心が締め付けられます。早くなんとかしないとはいけません。町長の考えを問います。答弁よろしくをお願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 2点目についてお答えしたいと思います。

空き家につきましては、本町では、平成30年12月に「綾川町空家等対策計画」を策定し、空き家の利活用を推進し、現在までで19件が売買又は賃貸で活用されております。そのうち、農地とともに斡旋した物件は、3件にとどまっております。今後におきましても、移住定住希望者のニーズと空き家の所有者等とのマッチングの充実を図るなかで、農業に関する要望も聞きとりながら移住政策を推進して参ります。

耕作放棄地と就農希望者とのマッチングにあたっては、香川県農地機構、農業委員や農地利用最適化推進委員を通じまして地域の農業者からの情報収集に努めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○1番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○1番（三好東） 空き家対策、農地ともに斡旋、これまでに3件ということで、まあ香春町と非常に大きな開きがあるのかなということで、まず、町長の施政方針にもあったとおり空き家対策と耕作放棄地対策というのは、喫緊の課題という事でありましたけれども、これは何とかしないとはいけません。それでまあここで提案したいんですけども、あの、モデリングという手法をご存じでしょうか。これは、町、私達がモデルになるような事業っていうのをまず全国の中からリサーチをしてですね、結果を出している所っていうのをピックアップして、で、モデルを決めたらそれを忠実に同じ事、例えばこの香春町がもしモデルになった場合でしたら、ここに言うワンストップ窓口を創設し、交流・イベント担当を決め、空家バンク担当を決め、情報発信担当を決め、で、さらに、農地バンク、かわら農業塾っていうのをしていくと、で、その農地バンクのシステムを真似する。すべて真似するっていうことですね。それでやればまあ、それ相応の結果っていうのがついてきます。で、そこから、本町独自の、すべて真似した後にどんどんやめていって独自性を出していくという、まあやり方なんですけども、それによって時間短縮がかなり可能になってさらに、精査されたものになっていくと。そういう手法が、これはもう本当に手法ですので、ありますけれども、綾川町としてはその、モデルとする地区っていうのを、移住対策、そして耕作放棄地対策におきまして、まず

は決めたらどうなのかな、というふうに、ピックアップしてはどうなのかなというふうに思うんですけども、如何でしょうか、町長。

○議長（河野） ちなみに三好議員。この町は「かわらまち」と言うんです。「かはる」と書いてね。

○1番（三好東） すみませんでした。それは大変失礼いたしました。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） 議長。

○町長（前田） ご提案いただいた、大変ありがたくご提案として受け止めますけども、現実ですね、ここに5ha、6haのそういう遊休農地、耕作放棄地がこの香春町、ここでまあ解消ができたという事ではありますが、これはね、現実的にもう少し捉えていけないと思うんですよ。なぜうちが、そういう移住定住を通して、この町のひとつのモデルはありますけども、そんな耕作放棄地、遊休農地の進捗ではないんですね。年々増えていく面積っていうのは大きい面積。それにはやっぱり先ほど答弁させていただいた、やはりやっぱり基盤整備をして、担い手を作ってそこに集約化させていくというような、これ一番にやらないかん。それと、あと残った小さいもんに対して、どうしていくかというのを考えないかん。今一番はそこを重点にやりたいというのが、我々の考え方です。空き家と農地、耕作放棄地をひっつけるという、これも、いいかなと思うんです。3件少ないがという話なんですけども、これも綾川町は農業委員会が遅れとる話ではなくして、下限面積を全然40aというのをそれが下まわっても農業委員会は3条資格を与えますよというような、これ全国的にも少ない方針を出しておるわけですから。その中でまあもし、そういうのをやっていく、大きいそういう面積でも農業が可能なようにしていくには、やはりいろんなサポートが必要になってくる。農業簡単に考えたらいいかんです。田植するにしても機械がなかったらいいかん。1反、1000㎡やるのに手でやりますか。耕して全部やる。できない。やっぱりそういうサポートする組織、そういうのがやっぱり必要でないと、なかなかできないというのが現実です。しかしながら、ご提案としてはそういうものもあるという事で、我々もいろいろ聞いても知っていますし、やりたいなとも思うんですけども、今は、今はですね、どんどんそういう遊休農地化が進んでいる、耕作放棄地が進んでいる中をどうにかして阻止したいのは、そこは基盤整備、担い手育成にちょっと絞っている。それには担い手も企業というのもひとつ考えておるということを進めておるということでご理解をいただくと、その5haや10haを止めたいというたってなかなか、それは綾川町の全体で考えたら、なかなかその阻止には至っとらんという事になりますので、提言としてまあ、やるべきもののひとつのメニューとしては、いいなと思います。しかしながら、進めていく順序は、我々はそういう大きいものを進めたい、というのが今の考えでございますので、ま、ちょっとその辺の意見は、違うのかもわかりませんが、我々は全体をみて、それをさせて頂いとるということで、ご理解頂きたい。そのように思っております。以上です。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○1番（三好東） はい。町長のお考え、ごもっともだと私も思っています。けれども、あの、それに、そこでやはり基盤整備をいくらしても、担い手が、人がいないと、そこを耕す人もいない。で、国際的、国内の競争っていうところにあてますと、いくら基盤整備をしても北海道だとか姉妹都市の秩父別、米どころですね、どうしても負けてしまいます。規模が全く違います。そこで、やはり基盤整備も進めながらですね、刻一刻と高齢化と農業できない人達っていうのが増えていきますので、これから。一人が農業できなくなると、だいたい農業されている方でしたら一町歩ぐらい耕作放棄地、遊休地ということになってきますので、これほんとに喫緊の課題だと思うんですね。ですので、まあ、基盤整備を進めながら、同時進行でそちらも是非考えて頂きたいと。どうぞよろしくお願いいたします。町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） あのそれもメニューに入れとるという事ですね、全然無視した話でございませぬので、そういう事でご理解ください。ま、基本的にはこれで進めますけど、そういうもの、いろんなメニューがあつていいかなと、思っています。はい。ご理解頂きたい。よろしくお願いいたします。

○議長（河野） 以上で、三好東曜君の一般質問を終わります。

○1番（三好東） ありがとうございます。

○議長（河野） 7番、三好重徳君。

○1番（三好重） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○1番（三好重） はい。7番、三好です。

○議長（河野） なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（三好重） G I G Aスクール構想の実現へ向けて。

本町におけるICT教育の実績はこれまで本町学校教育においては、公務支援システム、大型テレビ、デジタル教科書等の導入、Wi-Fi環境等、ICT教育に向けた整備を行なってきました。また、ICT支援員の方も入れ、現場の先生方のサポート体制も整えてきました。2点お伺い致します。（1）本町においてはこれまで、ICT教育の充実に向けて、毎年、何にどのくらいの予算をかけているのか。また国、県の補助金はどのくらい充てられているのか。（2）ICT支援員によるサポートの頻度、サポート内容、またその成果は。以上よろしくお願いいたします。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（松井） 三好重徳議員、ご質問の「G I G Aスクール構想の実現に向けて本町に

おけるICT教育の実績は」について、お答え致します。

1点目のICT教育に係る経費については、パソコンLAN保守や校務支援サポート業務の委託料として年間約900万円、パソコンLAN借上料、教育用仮想サーバ機器借上料等の使用料として約6,000万円を執行しており、国や県の補助はございません。また、昨年度においては、GIGAスクール構想の実現のため1人1台端末や保管庫の整備に1億2,760万円を執行し、5,112万円の国庫補助がありました。

2点目のICT支援員によるサポートは、各学校週1回月4回の訪問により、授業等におけるICT活用を円滑に進める環境づくりを支援して頂いております。具体的には、教員が授業でICT機器を使って授業をするための打合せ、諸準備、教員向けの講習会などでございます。このことにより教員の学習指導の負担を軽減し、授業や子ども達に向き合える時間が増加しているものと認識しております。以上「本町におけるICT教育の実績」についての答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好重）先ほどですね、コストで900万と6,000万という数字が出てきましたけども、これの細かい内訳をもう一度お願い致します。

それとですね、現在、現在というか令和2年度までの話ですね、導入しているアプリに要する費用、あとICT支援員の配備に要する費用、これもおそらくこれも6,000万円の中に入っているのかなと思うんですけども、そのあたりの詳細ですね、お願い致します。

それと、アプリに関して以前、ジャストシステムのおそらくスマイルゼミを入れていたかと思いますが、いつからいつまでの契約だったのか、またこれを更新しなかった理由はということでお願いします。

さらにですね、ベネッセの学習探検ナビ、これについていつからいつまでの契約なのか、さらに、ベネッセの今現在入っているというふうに聞いておりますアプリ、ミライ・シード、これについては令和3年4月から導入していると聞きました。現在ベネッセのアプリは学習探検ナビそれとミライ・シードこの2重にリースしているのか。またリース費用は重複して支払うようになっているのか。

それと、(2)についてです。およそどのくらいの割合の教員が支援員なしでICT機器を使った授業ができるようになっていると把握しているのか、また、支援員なしではICT機器を使った授業ができない教員の授業に支援員を集中的に配備する体制はできているのか。さらに、近隣他市町においても、本町と同じアプリを導入しているところがありましたが、昨年度、また今年度、ICT支援員の配備を更新していない市町が多いというふうに聞いております。そういった中、本町においては、ICT支援員なしでやっていける段階には、令和2年度末の時点で、ないというふうに判断されたの

か。そもそも本町としては、ICT支援員に何を求めているのか。以上よろしくお願
致します。

○議長（河野） 宮前学校教育課長。

○学校教育課長（宮前） はい、議長。

○議長（河野） 宮前君。

○学校教育課長（宮前） 三好重徳議員の再質問について、ちょっとすべての項目10点
ほどあったかと思えますけども、すべてについてではございませんけれども、もし、漏
れとりましたらご指摘ください。

まず、使用料等の6,000万円の内訳というところがございますけれども、これに
つきましては、端末本体、またソフトも含めたすべての使用料でございます。その内訳
に際しまして、そのアプリでありますとか、それ以外の内容につきましては、今現在ち
よっと手元には確認できませんので、後ほどご提示するような形でさせて頂けたらあ
りがたいと思います。また、ベネッセで導入しております、学習ソフト等ですね、これ
につきましては、本年度よりミライ・シードを導入したという形になっておりまして、
探検ナビにつきましても、これは継続して実施をしておるところでございます。それ以
外にもちよっとあったかと思えますけども、よろしいでしょうか。大まかにはそれでよ
ろしいですか。

○議長（河野） 三好君

○7番（三好重） 最後の方ご回答がありました、ベネッセの学習探検ナビ、ミライ・シー
ド重複して契約ということになっておりますけども、費用としてはやっぱ重複して今
までのリース料、また令和3年度から新たにリース料ということで、2重に支払う形
になっておりますか。未来探検ナビとミライ・シード2重にリース費用が発生しとる
という形？

○学校教育課長（宮前） 失礼しました、探検ナビはこれまでのソフトのなかで入れとる
ものであって、ミライ・シードは今年度新たにです。はい。ですので、探検ナビは従前
のソフトとして、運用をしております。ギガの中に入っておるものはございません。当
初、児童生徒用の端末を整備した段階で入っておる、ゆうことでございます。今回ギガ
のタブレット端末の整備にあたって、ミライ・シードを導入したという事で、タブレッ
トには先ほどの冒頭の探検ナビは入っておりません。ソフトとしてはありますけども。
そういう事でご理解頂けたらと思えますけど、よろしいでしょうか。私の認識がちょ
っと違いますか。

○7番（三好重） リース料の関係です。

○学校教育課長（宮前） はい。入っております。ですから。

○7番（三好重） 重複して令和3年度は、未来探検ナビも、ミライ・シードも2重にベネ
ッセの方にまあ、ソフトのリース料として払うような形となっているわけですね。

○学校教育課長（宮前） はいそうです。

○7番（三好重） はい。わかりました。

○**学校教育課長（宮前）** 続きまして、2番目のご質問の支援員、ICT支援員のなしのできる教員数及び、支援員が必要な人に対して、ま、支援員なしで授業等ICT活用ができる教職員はということですが、これについては、具体的に把握はしておりません。で、ある程度のスキルを持った先生方は独自に自分なりに研究しながら、やっているということは聞いておりますけども、全然支援員なしという事で出来る教員については、申し訳ございませんけども、把握しておりません。ほぼほぼ、支援員をご協力を頂きながら、授業の組み立て方、教材の使い方も含めまして、授業しながらその授業に立ち会って頂いて、ご支援頂いているのが現状でございます。

あと最後に、他市町が支援員なし、支援員を使っていない自治体があるというふうにおっしゃっておりまして、町としては今現在、支援員をあてがっているんですけども、その支援なしがあるが、町としてどう考えていくか、今後ですかね、最後の質問です。他市町では支援員をもう配置しない自治体もあるという事だが。

○**7番（三好重）** 議長、質問の補足よろしいですか。

○**議長（河野）** はい。

○**7番（三好重）** 最後といたしますか、こっからたぶん3つ質問させて頂いたと思うんです。いや2つですね。本町において、ICT支援員なしでやっていける段階には令和2年度末に、つまり、令和3年度に更新していますから、令和2年度の最後の方の段階で支援員なしでやっていける段階にはなかったのか。他の市町村では支援員はもう切っている、パックからのけているところが多いというふう聞いております。それが1点と、もう1つはそもそも本町として、ICT支援員に何を求めているか、という事。この2点についてお願い致します。

○**学校教育課長（宮前）** えーすいません。ちょっと確認ができておりませんでした。

まず1点目は支援員なしの団体があるかという事ですかね。それはちょっとこちらの方としては、町としては、把握しておりません。他市町でですね？

○**7番（三好重）** 他市町はそういうことがあると。本町ではどういう段階にあるのか。支援員なしでやっていける段階ではなかったのか。

○**学校教育課長（宮前）** あ、「段階」ですね。はい。それと、何を求めるかという事ですね。

○**7番（三好重）** はい。

○**学校教育課長（宮前）** すいません。1点目の、支援員なし、他市町はあるんですけども、本町においてはまだまだ教職員のスキルアップを求めたいという事で、支援員の配置をしております。それと、支援員に何を求めるかという事でございますけれども、同じように、やはり、教職員のスキル、まだまだこれから、GIGAスクール構想始まったばかりですので、先生方が同じレベルで子ども達に対応できるようなスキルアップ、これやはり図っていかなければならないと思っておりますので、そういう部分ではやはり支援員が重要な役割を果たして頂いておるといふような認識でございます。以上でございます。よろしいでしょうか。

○7番（三好重）はい。

○学校教育課長（宮前）すみません。十分ちょっと認識ができておりませんでした。以上で答弁を終わります。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好重）最初の質問であったんですけども、たぶん今、回答持ち合わせてないということだったんですけども、ICT支援員の費用に実際年間どのくらい費用がかかっているのか、これはちょっと是非あの、どっか数字あれば、ちょっと再度確認して頂きたいと思います。

それと、もう1点です。機器操作やアプリの基本的な使い方の研修、これに関しては、導入時に短期間でやるべきものだというふうに考えます。学習塾とかにおいてでもですね、フランチャイズとか、いろんなアプリを導入する事がありますけども、研修はもう大体2回3回とか、1週間とか、そこまでです。操作の基本的な説明をしてくれて、あとはマニュアル等があつて。あと、授業づくりに関しては、もちろんそれぞれの教員等が行うことになります。アプリの使い方の部分において、何年もの研修を要するようなソフトは使い物にはやっぱりなりません。大切なのは授業づくりであります。また、何年経っても支援員なしでICT機器を使った授業を行う方が、まだまだ少ない状況、スキルアップが必要な状況、どこかに大きな課題があるというふうに思われます。例えばですね、アプリが非常に使いづらいもの、また2つ目として、ICT環境の問題、通信速度が遅いとか機器がそろっていない、また、機器の接続準備に時間がかかる等、ハード面の課題、3つ目として、ICT機器の活用に向けた意識が低い、そういったことが考えられると思いますけども、本町ではICT教育がなかなか進まない、全てのですね、教員の方が機器をしっかり使って授業ができる状況にない、そういった原因をどういうふうに分析されていますか。以上2点お願いします。

○議長（河野）宮前学校教育課長。

○学校教育課長（宮前）三好議員の再々質問について、これもちょっと聞き漏らしがあったら、またご指摘をいただけたらと思います。冒頭にもお伺いしました、いわゆる機器操作の研修については、導入当時にとりまして、十分実施しておくべきだということでございますけれども、これについては、基本的には操作方法の研修は確かに行いました。その後、実際導入されたアプリの使用法、これを授業の中でどういうふうに使っていくか、こういう部分につきましても、先生方の十分な研究というものがまず必要になってくるなかで、やはり十分な対応がとれていないと、いうところで支援員のご協力をいただいているのが現状でございます。また、それに伴いまして、先生方がいわゆるICT機器を十分使いこなせていない、準備とかそういう部分にも時間がかかるということもございますけども、これもやはり、まずは使ってみるという事が一番考えておられて、これが一律になかなかいかないのが現状で、先生方も研究な

り、校内での研修、先生方の情報交換などで補填をしておるところでございます。また、最後に先生方の意識ということでございますけれども、これにつきましても、これからの時代、ICT機器は当然、教育、学習環境の中で重要な役割を果たすところでございますので、先生方の意識改革につきましても、今後、町と致しましても、指導また助言なりをして参りたいというふうに考えておりますので、ご理解頂けたらと思います。以上で答弁を終わります。

○議長（河野） 三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します

○7番（三好重） はい。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好重） すいません。2問目の質問という事ですけども、あの1問目の質問、最後の再質問でちょっと確認させていただきます。先ほどですね、3つ挙げたのはあくまで例であるという事。それとICT機器の活用に向けて意識が低い、これは先生方という言葉は申し上げておりませんので、その点をご理解を頂けたらと思います。

続きまして、質問の2つ目に入ります。GIGAスクール構想の進捗状況今後の計画は。

令和元年12月、「子ども達一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育環境の実現」を主たる目的として、国においてGIGAスクール実現推進本部が設置されました。当初は5年間かけて順次ハード環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインを活用した授業や学習への必要性が高まったことから、国の補正予算を活用して端末導入のスケジュールが前倒しになりました。

さて、令和2年度・3年度に小学校・中学校の教科書改訂が行なわれたところですが、学習内容が非常に難しくなり、昨今言われております、いわゆる二極化がますます顕著になる流れにあります。そうした中、1人1台の端末が実現し、ICTを活用した「一斉学習」「個別学習」「協働学習」において、紙ベースの状況では考えられない様々な可能性が広がりました。ボトムアップを含む「個別最適化」を実現し、子ども達一人ひとりが豊かな学習環境の下、学びを続けることができるよう願うところであります。GIGAスクール構想の進捗状況について、以下5点お伺いします。

- (1) 本町におけるタブレット端末の配備状況は。また配備した端末に入れている主なアプリ、保証やフィルタリングの設定等はどのようになっているのか。
- (2) 本町各校内での通信環境整備の現状は。また各家庭におけるWi-Fi環境の有無の調査は行なったことがあるのか。
- (3) 本町各校におけるタブレット端末活用の現状は。今後、こういった形で授業、また授業以外の学校生活の中での活用頻度を上げていく計画か。また家庭への持ち帰りを可とする計画はあるのか。
- (4) 有効的なICT教育実現のため、本町独自に支援員を採用し、先生方も加わった形で「ICT教育推進チーム」を編成するお考えはあるのか。独自に有効な教材を作り配信し、また現在入れているアプリ以外にも様々なものが存在するため、そういっ

たものについても研究するべきだと考えます。

(5) 本町学校教育において、今後どういったICT教育の実現を目指すのか。また「綾川町ICT教育指針」「綾川町ICT教育5カ年計画」等、具体的な指針、目標・計画はあるのか。

以上よろしくお願い致します。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（松井） 「GIGAスクール構想の実現に向けてGIGAスクール構想の進捗状況、今後の計画は」という事で、お答え致します。

1点目の本町におけるタブレット端末の配備状況については、令和3年2月末に導入し、整備台数は1,850台、1台あたり約63,000円でございます。端末本体と設定費用、運用サポート、機器の保証、フィルタリングソフト設定等となっております。端末には、ドリル、英会話やプログラミング等の教材と一斉学習・個別学習等ができる学習用ソフトを、また、指導者用端末には、指導者用デジタル教科書が設定されています。

2点目の各校内のネットワークについては、高速通信ネットワークではありませんが、全校生でタブレットを使用して、動きが悪いという報告は今のところございません。使用頻度を勘案しつつ不具合があれば増強していく予定でございます。

また、家庭におけるWi-Fi環境の調査については、昨年度と今年度実施し、整備できていない家庭には、「ルーターなど情報通信機器購入費の補助」を行っております。

3点目の各学校におけるタブレットの活用は、まず、教員に研修会を行ったり、支援員から操作や運用方法を指導いただいております。子ども達は基本的なタブレットの使い方や約束ごとなどを学習したり、導入しているドリル学習に取り組んでいるところでございます。各学校で教員のレベルアップを図りつつ子ども達がタブレットに触れる機会を増やしていきたいと考えています。家庭への持ち帰りについては、現在のところ予定はございませんが、今後の活用状況を見ながら検討して参ります。

4点目の支援員については町独自に採用することが理想であります。人材確保が難しいのが現状であります。現在は、各学校の先生方で構成された「綾川町立小・中学校情報化推進委員会」において意見・情報交換を行い、ICT教育の推進に努めております。

5点目の「綾川町のICT教育指針」等はまだ策定されておませんが「町情報化推進委員会」で検討・研究して参ります。

教員や児童生徒のICT活用能力の向上にも努め、全ての児童・生徒が安心して学べる体制づくりに取り組んで参りたいと存じます。以上で、ご質問にお答えしたいと思います。以上です。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好重）質問、（3）についての再質問であります。

タブレット端末活用の現状について、私の把握している限りでは、小学生は少し使っているようですが、中学生に至っては、綾南中学校も綾上中学校も配布されてから、数カ月間に、1回から3・4回がほとんどというふうに聞いております。1回だけの生徒については、これ複数名おりますけれども、ログインまではしたけれどもそれ以来は使っていない、と言った声を聞きました。

本年3月に行われました、学校法人先端教育機構出版部の全国市区町村・教育委員会へのアンケートによりますと、端末の利活用範囲について、「当面は授業に限定する」と回答したのはわずか8%の自治体であり、90%を超える自治体が、家庭を含む授業以外の活用を検討しており、3月の時点で既に前向きに検討しているという事でした。ちなみに、「当面、学校内の活用とする」が52%、「学校外も含めて家庭も含めて活用する」が37%となっております。先ほどのご答弁、また現場の実態から考えると、残念ながら本町は、ICT教育を活用とする姿勢に限ってみると、下位8%の「当面、授業に限定する」の中に入っており、利用が進んでいない点を踏まえると、その中でも下の方であるということになってしまいます。ICT教育の進捗状況については、今まで他市町との比較が難しかったと思いますが、GIGAスクール構想という大きな急速な流れが来た今、各種アンケートも実施されるようになり、相対的な現在地がわかるようになり、ICT教育実現へ向けた本町の意識の低さが露呈されてしまいました。そこで（3）についての質問です。授業以外の学校内での活用、また家庭での活用についての計画等に関してですが、大体いつ頃計画に入ってお示しをいただけるのか、ご答弁をお願い致します。

それと（4）についての質問であります。やっぱりICT支援員の方、今ベネッセの方でバックでお願いしていると思えますけれども、あと独自に採用した場合、費用でどのくらい違うのか。また独自に採用した場合というのは町の本当の必要なところ、教育だけじゃなくて、行政全般についても相談できると思えますし、これに関しても、検討の方、お願いしたいのでありまして、再度ご答弁をお願い致します。

（5）についての質問であります。先ほどですね、いろいろ費用関係も聞いておりましたけれども、やはり予算としても決して安いものではありません。しかしながらですね、十分に活用できれば決して高いものではないと思えます。しかし、これまでの経緯を踏まえると、今後数年間でICT教育がどこまで進むのか危惧されるところであります。

ICT教育については多くの自治体が今、力をそそいでいる分野であります。成功事例を見ますと、まずは市長、教育長、教育委員会がその重要性を認識し、計画、チーム作り、ルール作りを行って学校現場に呼びかけている状況であります。

先週金曜日の四国新聞には、高松市の小中学校調査ということで、「教育委員会がオ

ンライン学習の普及に向け、各校に端末の積極的な活用を呼びかけている。」というふうにあります。5月の時点、習熟度に合わせた問題が出題されるA Iドリルが9割近くの学校で活用されていること、また教員の丸付け業務の負担軽減に繋がっていること等も載っております。残念ながら、本町、ICT教育施策においては、ハード面はある程度早い段階で整備されておりますが、そこに愛・熱意・信念が感じられません。

数年前、教育委員会でICT教育の考えについてお話を聞きました。「町としては必要なものは入れ、支援員も付けている。使うのは現場の先生方だから、あとは現場の先生方にお任せするしかない。自分達の仕事は、ハードを整備し、アプリを入れるところまで。それ以上のことはなかなかできない。」と、まさに縦割り、横割りの行政ではないでしょうか。お断りしておきますけれども、だれが悪い、どこが悪いといったことではありません。長年の間に築き上げられた風土、また従来のシステム、慣習によるところと考えます。

町長、教育長、教育委員会、学校現場が一丸となり、まずはビジョンを持ち、計画を立て、学校現場に対する旗振りを行い、実行に移す必要があります。ICT教育の活用は、「効率的・効果的な一斉学習」「子ども達一人ひとりに個別最適化された個別学習」「子ども達同士が話し合い学びあう協働学習」の実現にとどまらず、学校現場の大きな課題である、教員の働き方改革にも大きく関わってくるものであります。

(5)について再質問をさせていただきます。先ほど計画等ですね、町情報化委員会の方で検討するというものでありますけれども、大体いつ頃を目途に、検討に入り、その結果といいますか、計画目標をお示しできるのかというのが1点目です。それとですね、2点目、効果的なICT活用について文部科学省では2015年度から「ICT活用教育アドバイザー」の制度を設けております。これは、GIGAスクール構想の実現に関連した「計画」「指導方法」について各自治体の教育委員会に対し、大学教員や先進自治体の職員などが助言・支援を行うもので、無償（自治体の費用負担なし）であります。既にこうした制度を利用して取り組んでいる自治体もたくさんあります。本町においては、無償である「ICT活用教育アドバイザー」の利用等を検討したことがあるのか。(5)に関しては、以上2点であります。以上よろしくお願い致します。

○議長（河野）教育長。

○教育長（松井）三好議員のご質問をずっと聞いておりますとですね、何をお望みなのかと。綾川町の学校に、現場に、何をお望みですか。今、GIGAスクール一本でやろうと思えば、まあ、ひと月ふた月もう、こればかりにですね、かかって、しかも研修研修で、教員の生活はあつたもんじゃない。子ども達はどうすんだ。今学校には子ども達が現存おるわけですよ。それと並行しながらやっておる。例えば高松市のようにですね、教育センターがあつて、その専門スタッフ5、6人雇えると、そういう総合研究施設がありますけど、総合研究所、そういったところでやっついこうということであればね、おそらく可能であると、それと並行して交代で研修していくと。ところが

ですね、その我が町の実態もですね、いろいろお考え、ご存じだと思いますが、実際先生方はですね遊んでいるわけじゃなくてですね、毎日本当に子ども達、そして保護者の皆さん、そういったことを対応しながら、日々の授業、そしてそれをね、教材研究、一生懸命やっているんですね。その間に、うちとしてはね、やれるだけはやろうと、いうことで「ICTの…」まあそういうグループがね、各選抜していただいて、今からやろうとしているわけですね。確かに出遅れた。ま、GIGAスクール一本でやっているとところはどんどん進んでいると、それから比べるとですね、私達のところはそういうのは遅れているかもしれません。しかし、日々の授業をね、対面できちっとやっている。この事のね、財産が非常に大きいと思います。で、それをね、あくまでGIGAスクールと言いながら、パソコンはですね、あくまでも補助教材。補助ですから。中心は先生です。この、1対1の教室の中で、そしてみんな、時にはこういうんやってみる、個別でやってみようと、時にはですね、全体でみんな発表してみようと。そういうね、使い方をこれから研究していこうということでございますんで、もう言われよる事わかるんですよ。誰がどうのこうのじゃなくてですね、取りかかりが遅いと。そういうことを言われるのは仕方がない。と思いますが、これから、という事でご期待頂きたい。以上です。

○7番（三好重）はい。

○議長（河野）三好議員。再々質問でよろしいですか。再々質問ですが、残り40秒でございますので。

○7番（三好重）最後の答弁ですね。はい。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好重）ご回答ありがとうございました。あの、私の方はですね、別にGIGAスクール一本でどんどんやって下さいというふうをお願いしているのではないです。この春、令和2年度の春には中学校の教科書改訂がありまして、非常に内容が難しくなっております。ご指導の方ですね、ご苦労されているという事も理解できます。ただ、教科書改訂というのは、全国中学生全員ですから、そこのところはですね、言うたら本町に限ったことじゃないわけです。それと、もちろん今までの授業、これを大切にしながらGIGAスクール構想、ICT教育を入れていくと、両方ですね、片方に力入るとかじゃなくて、両方しっかりやっていくと、これも十分理解はできております。ただですね、今まで何年も蓄積がある、この春やっぱりICT教育取りかかったわけではないんですね。何年もやっぱ蓄積があるから、現時点でこの数字を見ると、やはり保護者の方も焦ると思います。高松ではどんどん使っている、綾川町ではログインしただけだと。やっぱそのあたりの不安を拭うような形には持って行ってほしいわけです。トップを走ってください。全国1位を目指してくださいというふうな意味あいではございませんので、今までのですね、心の通う教育を大切にしながら、有効な部分、いろんな可能性が秘めている教育体制に関しましても、今まで以上に、熱心に取り組んでいただいて、一人ひとりの子ども達の生きる力ですね、育んでいけるようお願い

いを申し上げます。

最後ですね、あの教育長さん、町長さん、意気込み等をお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○教育長（松井） はい。議長。

○議長（河野） 松井教育長

○教育長（松井） 大変貴重なご意見ありがとうございました。G I G Aスクール構想、それからI C T教育については数年前からですね、いろいろ取り組んできております。しかしながら、実際教員の中には、すべての人が使えるという状況には今ありません。で、そういったことからですね、結構ベテランの先生方が、お辞めになっていくという現実が、今実際にあるわけですね。で、そういったことが入ってきて、しかも小学校では英語教育が入ってきた、そういったこと、そして中学校、今年、教科書が変わりました。ということでね、大変負担になっているという状況があります。で、そのタブレットを使ってですね、進んでおるどういうふうに使っておるかというのを私は中身まで知りません。子ども達に配って、はい、ほんじゃなんかねっていうことをやっているかも分かん。だからそういったところを、もうちょっとように聞いてですね、そのタブレットをどうやって使っているのか、うちに参考になるようなことがあれば、どんどん取り入れていくと、こういう事でございます。今後ともよろしくお願いします。

○町長（前田） はい。議長。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。今、教育長さんがお答えしたんで、私そういう教育の中のプロではございません。役場、行政としたらですね教育行政進める中で、そういう環境的なもの、先生方の環境も、ハード面・ソフト面でもやっぱりそういう環境を整えていくというのが我々の仕事かなと思っています。まあこういう内容につきましてはまた、総合教育会議に我々も入ってやっておりますので、その中で、いろいろ議論していきたいということを考えております。またよろしくご理解ください。

○議長（河野） 以上で三好君の質問を終わります。

○7番（三好重） ありがとうございます。

○議長（河野） はい。これをもちまして、一般質問を終了致しました。

○議長（河野） お諮り致します。これより、委員会付託を議題と致します。議案第2号から報告第3号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

○議長（河野） これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 「異議なし」と認めます。よって、議案第2号から報告第3号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長（河野） お諮り致します。議案第1号の「農業委員会委員の任命同意」につきましては、本会議最終日に採決したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、本会議最終日に採決することに決定致しました。

○議長(河野) これをもちまして、本日の日程は、全て終了致しました。

次の本会議は、7月2日午前10時より再開致します。本日は、これをもって散会致します。ありがとうございました。

散会 午後 3時48分

令和3年 第4回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第169号

令和3年6月28日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第4回定例会を招集する。

令和 3年 6月21日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和 3年 6月28日 午前10時09分

閉会 令和 3年 7月 2日 午前11時04分 (会期5日間)

第2日目 (7月2日)

出席議員16名

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 三好東曜 |
| 2番 | 松内広平 |
| 3番 | 十河茂広 |
| 4番 | 植田誠司 |
| 5番 | 西村宣之 |
| 6番 | 大野直樹 |
| 7番 | 三好重徳 |
| 8番 | 岡田芳正 |
| 9番 | 井上博道 |
| 10番 | 川崎泰史 |
| 11番 | 福家功 |
| 12番 | 福家利智子 |
| 13番 | 横井薫 |
| 14番 | 鈴木義明 |
| 15番 | 河野雅廣 |
| 16番 | 安藤利光 |

欠席議員

なし

会議録署名議員

- | | |
|-----|------|
| 16番 | 安藤利光 |
| 1番 | 三好東曜 |

職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 水 谷 香 保 里 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 福 家 孝 司 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 戸 城 静 佳 |

地方自治法 121 条による出席者の氏名

| | | |
|-------------------------------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 前 田 武 俊 |
| 副 町 | 長 | 谷 岡 学 |
| 教 育 | 長 | 松 井 輝 善 |
| 参 事 兼 総 務 課 長 | | 松 本 正 人 |
| 陶 病 院 事 務 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | | 土 肥 富 士 三 |
| 健 康 福 祉 課 長 | | 高 嶋 健 一 |

傍聴人 2 人

令和3年第4回 綾川町議会定例会

7月2日 午前10時00分開会

○議長（河野）おはようございます。只今、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、只今から、本会議を再開致します。なお、録画用ビデオカメラの撮影を許可しております。

○議長（河野）それでは議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重）はい。議長。

○議長（河野）三好君。

○議会運営委員長（三好重）おはようございます。只今、議長より求められました、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催致しました。開催にあたって、議会から議会運営委員6名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本参事の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

本定例会開会以降、これまでに1件の追加案件が提出されました。提出された案件は、議員発議による「性犯罪に関する刑法規定のさらなる改正を求める意見書について」であります。本件について、今定例会で審議することが妥当として決定し、日程に追加とすることとしました。

この後、各常任委員会委員長、また、特別委員会委員長の報告を受けた後、上程されました議案の採決をいただきたいと思えます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告と致します。

○議長（河野）お諮り致します。議会運営委員長の報告のとおり、本日、追加日程第13、発議第2号、「性犯罪に関する刑法規定のさらなる改正を求める意見書について」が、提出されましたので、これを日程に追加し、議題と致したいと思えます。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定致しました。

○議長（河野）これより、委員長の報告を求めます。

○議長（河野）委員長の報告を求めます。

○議長（河野）総務常任委員長、大野直樹君。

○総務常任委員長（大野）はい、議長。（挙手あり）

○議長（河野）大野君。

○総務常任委員長（大野）おはようございます。それでは、総務常任委員会のご報告を申

し上げます。

去る、6月29日午前9時30分より、綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールにおいて総務常任委員会を開催致しました。

委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、参事、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また8名の傍聴議員の出席がありました。

町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。

本定例会で当委員会に付託された案件は4件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第2号、「綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「特殊勤務手当の内、待機手当の額を月額から1回あたりの額に改正するものである。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第3号、「工事請負契約の締結について」執行部に説明を求めました。執行部より、「令和3年度綾川町B&G綾上海洋センター改修工事の指名競争入札を、去る6月4日に実施した結果、株式会社 高岸工務店 代表取締役 松木良太氏と、消費税込み7,480万円で、6月9日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により、議会の承認が必要であり、本案を提出した。工事内容は、施設の外壁、屋根及び内部等の改修工事であり、別途発注している電気機械設備工事と合わせて、B&G財団からの補助を受ける予定である。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第4号、「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」執行部に説明を求めました。執行部より、補正予算全体の説明として、「今回の補正は、全体で5,186万5千円を増額し、歳入歳出の総額を98億258万5千円とするものであり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を頂きたく、本案を提出した。」との説明がありました。歳出として「教育費において、新型コロナウイルス感染症対策事業の学生支援事業として、県外の大学等に修学している学生で、町育英資金などの奨学金の借入れ者を対象とした、生活支援金給付事業について、4月に発令された緊急事態宣言の対象地域の追加及び期間が延長されたことに伴い、更なる支援を行うための増額補正である。」との説明がありました。

続いて、歳入として、執行部より、「繰入金において、財政調整基金の補正額3,198万5千円のうち672万円を学生支援事業に財源充当する。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、報告第1号、「繰越明許費繰越計算書について」執行部に説明を求めました。執行部より、「教育費の緊急学生支援事業追加支援分において60万円を、令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う学生支援において、4月以降の申請給付に対応するために繰越すものである。次に、羽床小学校トイレ改修工事において、国の予算補正に伴い、4,500万円を繰り越し、財源としては、国庫補助金の学校施設環境整備交

付金を充当する。次に、コロナ対策として、学校保健特別対策事業において、小学校費で339万6千円、中学校費で83万4千円を繰越すもので、財源としては、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金を充当する。次に、共同調理場改修事業においてトイレ改修工事と同様に国の予算補正に伴い、5,703万5千円を繰越し、財源として、国庫補助金の学校施設環境整備交付金を充当する。」との説明がありました。

委員より、「サーマルカメラは、来客だけを対象にしているのか。」との質問があり、執行部より、「基本的に来客を対象としているが、移動式であり、学校行事にも活用できる。」との答弁がありました。他に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

議案審議を終え、続いて議案外審議に入りました。

執行部より、「ふるさと納税寄附金について」の説明がありました。これに対し、委員より、「ふるさと納税のガバメントクラウドファンディングの導入について」の要望があり、執行部より、「研究していく。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「令和2年度綾川町教育委員会評価について『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』により、教育委員会は、事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表するものである。」との説明がありました。

以上で議案外審議及び執行部からの報告が終わり、委員からの質問を受け付けました。

委員より、「学校での、水泳の授業において、着衣水泳を実施しているか。」との質問があり、執行部より、「着衣水泳を実施している学校はある。」との答弁がありました。

また、委員より、「ため池での水の事故を回避するために、危険を周知する看板や事故が起きた時の対策として、おもりつきのロープの設置はできないのか。」との質問があり、執行部より、「看板やロープの設置は、水利管理者との協議が必要である。また、ため池は町内に約1,400箇所ある。事故が起った時には、管理者の責任が問われることもある。全てのため池に整備していくことは、難しい。子ども達が事故にあわないように指導していくことが重要である。」との答弁がありました。

また、委員より、「オンラインで授業参観はできないのか。」との質問があり、執行部より、「教員のスキルアップを含めて進めていきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「子どものコロナワクチン接種について、町として積極的に推奨しないという方針であるのか。」との質問があり、執行部より、「ワクチン接種は、任意であり、学校での集団接種はしない。町としても、来月、若年層への接種券が送付されるので、町の集団接種の対応ですすめていく。」との答弁がありました。

次に、委員より、「昭和公民館エレベーター設置工事について、利便性の良い公民館中央部につけるべきであり、経済的にも安価であると考えがどうか。」との意見があり、執行部より、「エレベーターの設置場所について、公民館中央部は、「施設の基礎部分が影響し設置をすることが出来ない」と過去の議会においても説明しているとおり

である。経済的に考えても、多額な費用をかけて設置することは考えられない。平成11年にホールを新築した経緯はあるが、その後、地元公民館使用者から、設置要望も多く、バリアフリー社会を目指し、安価で利便性のよい設置可能な場所を検討してきた結果、駐車場からすぐに入館でき、3階まで行ける施設西側での設置を計画している。現在、実施設計を発注しており、必要な内部改修を合わせて詳細な図面ができ次第、説明をしたい。」との答弁がありました。

次に、委員より、「消防ホース格納箱の設置数とその点検の方法について」の質問があり、執行部より、「点検については、秋の火災予防週間にあわせて、実施をしている。不具合の報告があった箇所については修繕を実施している。」との答弁がありました。また、追加資料の提出があり、消防ホース格納箱の設置数は、144箇所でした。

次に、委員より、「経済的な理由など様々な環境の中で生理用品を買えない家庭などがある。また、女性への精神的な負担軽減のために、現在の町での取り組みは、どうなっているのか。」との質問があり、執行部より、「現在、学校では、生理用品を忘れたときなどの保健室対応が年間10件ぐらいある。防災備蓄品を活用して中学校のトイレに生理用品を配備した。」との答弁がありました。

また、委員より、「6月28日、千葉県で児童5人が巻き込まれる事故があった。町内の児童・生徒に対する交通安全の啓発について」の質問があり、執行部より、「学校関係には、交通安全指導の徹底を図っていく。中学校統合も踏まえ、関係機関と連携し、交通安全対策について、できるところから対応していく。また、交通安全キャンペーン等も利用し啓発を図る。」との答弁がありました。

次に、委員より、「児童生徒のタブレットの持ち帰りについて、早く、実施して頂きたい。そのためには、活用の指針を早急に作成しなければならない。町としては、対面教育を重視しているが、対面教育ができる時間を作るのがIT教育であると考えている。また、働き方改革の観点からも、端末をしっかりと活用していただきたい。」との要望があり、執行部より、「町情報化推進委員会の中で協議し、できるだけ早く指針を作れるように努めて参ります。」との答弁がありました。

すべての審議を午前11時7分に終え、総務常任委員会を閉会致しました。

以上で総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長 福家利智子君。

○厚生常任委員長（福家利） はい、議長。12番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○厚生常任委員長（福家利） 改めておはようございます。それでは、厚生常任委員会の、ご報告を申し上げます。

去る6月29日、午後1時30分より、綾南農村環境改善センター2階ホールにおいて、厚生常任委員会を開催致しました。

出席者は委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、参事、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また7名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会より当委員会に付託された案件は、議案2件、報告1件であり、町長の挨拶を受けた後、審議に入りました。

まず初めに、議案第4号、「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」の説明を求めました。

執行部より、歳出では、「民生費」の児童福祉費において、国が新規に実施する、ひとり親世帯以外の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」で補助金として1,810万円と、その事務に係る経費として委託料などで178万円の増額補正である。歳入では、国庫補助金を同額、増額補正している。

また、「衛生費」の保健衛生費においては、がん検診用感染症対策備品導入補助金として152万6千円の増額補正、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、接種会場の暑さ対策としての備品借上料などで1,373万9千円の増額補正である。」との説明がありました。これに対して委員より、「特別給付金の給付時期、申請時期、対象人員等について」質問があり、執行部より、「第1回目として、56世帯、児童112人を対象に7月9日に振込を予定している。今後、家計が急変した者や、高校生のみを養育している者などの申請を令和4年2月28日まで受け付けるので、対象人員は今後、増加していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「ワクチン接種会場の備品はリース契約であるが、夏場以降の取扱いは。」との質問があり、執行部より、「年末以降は災害時などでの利用で契約を継続する。」との説明がありました。

委員より、「がん検診での備品購入の品目は。」との質問があり、「胃がん検診での胃カメラ実施時に検査を受ける人が使用する飛沫感染防護用品である。」との説明がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第5号、「指定管理者の指定について（介護老人保健施設あやがわ）」の説明を求めました。執行部より、「綾川町指定管理者選定審議会による指定管理者の候補者選定に係る審議結果について説明があり、指定管理者に指定する団体は、公益社団法人 地域医療振興協会であり、指定期間は5年間である。」との説明がありました。また、この団体の概要や審議会から出された意見、事業計画及びヒアリングによる評価結果及び意見・要望についての説明も受けました。

これに対して、委員より、「審議会開催後の職員との話し合いは。」との質問があり、執行部より、「まだ無い。」との答弁がありました。

次に、委員より、「評価結果の点数が低いのでは。」との質問があり、執行部より、「評価内容の各項目ともすべて評価基準を満たしている。」との説明がありました。また、「候補者選定評価シートにある町長が別に定める基準とは。」との質問があり、執行部より、「地域や医療施設との連携、事故災害時の考え方、利用者の権利擁護の項目である。」との説明がありました。

また、「職員の移行はスムーズにいけるのか。」との質問に、執行部より、「職員との面談で確認していく。身分保障については考慮する。」との説明がありました。

さらに「指定管理者制度移行前の準備金についてはどうなるのか。」という質問があり、「指定管理者と町とが負担について協議をしながらすすめていく。」との説明がありました。さらに「これまでの一般会計からの補填について、また、管理費等の町からの支出内容について」の質問があり、「令和2年度において一般会計から4,000万円の補填があり、これまでの資金の補填分については、指定管理者は負債を引き継がない。また、指定管理となれば経営は改善される見込みであり、収入は介護報酬だけで運営することとなる。20万円以上の修繕費については町負担とし、備品整備等については別途協議することとしている。」との説明がありました。

また、委員より、「事業計画は見せてもらえないのか。」との意見があり、執行部から、「事業計画の内容は、指定管理者選定審議会において候補者の選定について審議され、適当として答申されたものである。事業計画等については、開示しない。」との説明があった。

尚、委員より、「協会の紹介資料などから理念や活動内容を調べると、この団体組織は大きく、経営も安定しており、適正であると思われる。」との意見もありました。

最後に委員より、「介護サービスの質の低下を招かないことと、職員の身分保障を十分考慮するように。」との要望がありました。

他に質問もなく委員の賛成多数で承認しました。

次に、報告第1号、「繰越明許費繰越計算書について」の説明を求めました。執行部より、「衛生費」の保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として1億3,326万3千円の繰越しであるとの説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

ここで議案審議を終え、続いて議案外審議に入りました。

執行部より、「ワクチン接種の状況について、高齢者の約8割が1回もしくは2回接種を終えたこと。また、接種券の発送を7月中旬までには全年齢を終えること」の説明がありました。これに対して、委員より、「未成年者への発送内容や副作用に関する周知などについて」の質問があり、執行部より、「行政機関としては、厚生労働省の周知内容に基づき、正確性をもって啓発していく。」との答弁がありました。

すべての審議を午後3時15分に終え、厚生常任委員会を閉会致しました。

以上で、厚生常任委員会における議案審議、及び議案外審議についての委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長 植田誠司君。

○建設経済常任委員長（植田）はい、議長、4番、植田です。

○議長（河野）植田君。

○建設経済常任委員長（植田）おはようございます。只今より、建設経済常任委員会の審議内容をご報告致します。

去る、6月30日午前9時30分より午前10時20分までの間、綾南農村環境改善センター2階・多目的ホールにおいて建設経済常任委員会を開催致しました。出席者

は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、参事、以下所管する当該職員、そして5名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、さっそく審議に入りました。

6月28日の本会議で当委員会に付託された案件は、4件であります。これより審議の経過と結果をご報告致します。

最初に、議案第4号、「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第2号）について」説明を求めました。執行部より、経済課関係で、「新型コロナウイルスに対する経済対策として、飲食店における感染拡大防止の取り組みを加速させるため、香川県が実施する「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得した町内飲食店に対し、1店舗あたり10万円を支給する「あやがわ安心飲食認証店応援事業」を創設するにあたり、新たに1,000万円の増額補正を行うものである。」との説明がありました。

委員より、「町内における飲食店舗数と県の認証制度への申請状況、また、対象店舗への周知方法について」質問があり、執行部より、「町内の飲食店舗は約120店舗であり、町広報紙や無線放送を利用して補助制度の周知を図って参りたい。なお、現時点での県の認証制度への申請数は不明であるが、今後、認証店舗は県のホームページ上でも確認できることから、認証済で、町の補助制度を未申請の店舗へは、個別に周知を行って参りたい。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、報告第1号、「繰越明許費繰越計算書について」説明を求め、執行部より、経済課関係5件、建設課関係2件に関して、繰越額及び財源、並びに当該事業の進捗状況について報告を受けました。

委員より、「ため池の安全管理と対策について」質問があり、執行部より、「町内のため池総数は、1,440であり、農業用水路やため池の危険性を町広報紙により注意喚起している。今後の対策としては、水難事故防止の啓発看板を各池の管理者に配付し、設置を促して参りたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「中小企業者等事業継続支援臨時給付金支給事業の拡充及び継続について」質問があり、執行部より、「コロナウイルスの影響を鑑み、国、県の動向を注視しながら、事業者にとって必要な対策を講じて参りたい。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、執行部報告のとおり、承認致しました。

次に、執行部より、報告第2号、「令和2年度（第24期）株式会社 綾南プラザ決算について」及び「令和3年度（第25期）株式会社 綾南プラザ事業計画及び予算について」定時株主総会議案書を基に、令和3年度中に株式会社 綾南プラザの解散手続を進めていくとの報告がありました。

委員からの質問はなく、執行部報告のとおり、承認致しました。

続いて、執行部より、報告第3号、「令和2年度（第16期）有限会社 綾歌南部農業振興公社決算について」及び「令和3年度（第17期）有限会社 綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」定時株主総会議案書を基に報告がありました。

委員からの質問はなく、執行部報告のとおり、承認致しました。

以上で審議案件は終了しました。

続いて、その他として、執行部より、「新型コロナウイルス感染防止のため、今年度のサマーフェスティバルを中止する。」との報告がありました。

委員より、「現地への立入りを禁止した上での、花火のみの実施について」質問があり、執行部より、「立入りを禁止したとしても、人が集まってくる恐れがあり、現時点で開催は考えていない。実施が可能になった時期に検討して参りたい。」との答弁がありました。

次に、委員より、「防災道の駅に選定された『道の駅滝宮』の、災害時における役割の町民に対する周知について」質問があり、執行部より、「今後、災害時の物資集積拠点となることなどを、町広報紙により住民に周知して参りたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「道の駅滝宮の交通結節点、流通拠点としての役割を踏まえた上での、トラック等大型車両の駐車場不足解消について」質問があり、執行部より「今後の利用状況を見ながら、検討して参りたい。」との答弁がありました。

次に、委員より、「工事期間中の通学路の安全対策や、台風シーズンに向けた町道の維持について」質問があり、執行部より、「通学路における工事にあっては、誘導員の配置や工事の時間帯について配慮し、安全対策に努めて参りたい。また、台風への備えとしては、町道パトロールの結果などから必要な箇所の側溝清掃などを実施していく。」との答弁がありました。

以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野）綾川町立学校等再編整備調査特別委員長 安藤利光君。

○学校等再編整備調査特別委員長（安藤）はい。

○議長（河野）安藤君。

○学校等再編整備調査特別委員長（安藤）学校等再編整備調査特別委員会のご報告を申し上げます。

去る、6月30日午後1時30分より、綾南農村環境改善センター2階ホールにおきまして、学校等再編整備調査特別委員会を開催致しました。出席者は、委員15名と議長、執行部より、町長、副町長、参事、教育長をはじめ、関係課長及び課長補佐、議会事務局局長の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、協議に入りました。協議内容につきましては、要約した内容報告とさせていただきます。

執行部より、「児童生徒数の推移について、国の編制見直しにより、令和3年より小学校を段階的に、中学校を2年生までを35人学級とし、令和13年度までの児童生徒数及び35人学級編成の推移について」資料により説明がありました。

これに対し、委員より、「中学3年生も35人学級にさせていただき、きめ細やかな対応をお願いします。」との質問があり、執行部より、「文科省では、中学3年生は、40人学級であるが、教員の加配対応を含め県へも要望していきたい。」との答弁がありました。

た。

続いて、執行部より、「綾川町立中学校統合準備検討会における校歌・校章の協議内容について」資料により説明がありました。

これに対し、委員より、「校章の決定までのスケジュールは、また、子ども達に選んでもらうという考えはないのか。」との質問があり、執行部より、「近々、専門家をお願いし、年内にはデザインを決定する。子ども達での選定については、検討会に諮りたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「校歌には学校の校訓や教育指針なども反映されると思うが、決まっているのか。」との質問があり、執行部より、「2校間の教員で構成される学校運営等検討部会で教育経営等について協議する部会を作っている。そこで協議をし、早く決めていく。」との答弁がありました。

続きまして、執行部より、「通学路の安全対策調査における危険箇所や対策要望について」資料により説明がありました。

これに対して、委員より、「国道や県道に対する意見が多い。歩道がない所などは、事故が起こりやすい。統合に向けて早急に整備を進めて欲しい。」との要望があり、執行部より、「状況を確認し、関係機関とも連携して進める。また、町としても危険箇所等については、県に再度要望していく。町道については、できるところから対応していきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「綾南中学校から陶駅方面へ向かう町道は坂道で狭い所もあり危ない。また、向原公民館付近も道幅が狭くなっている。整備について、どうなっているのか。」との質問があり、執行部より、「陶駅から南の町道については、拡幅できるところはしている。用地買収の問題もあり、現段階では難しい。向原公民館については、契約には至っていないが、地元自治会にはほぼ了承を得ており、協議を進めていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「県外で痛ましい交通事故が起こっている。通学においては、子どもと車の運転者の目線は違う。社会人は、子ども達を守っていかなければならない。できる所から対応していただきたい。」との要望がありました。執行部より、「町として町民へ啓発し、学校においても子ども達への更なる交通安全指導に努めていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「スクールバスについて、平日のみの運行の計画だが、部活動の時間を検討して、土曜日の運行を考えていただきたい。」との要望があり、執行部より、「実態調査をすることも含めて総合的に考える。」との答弁がありました。

また、委員より、「土曜日のスクールバスの運行をしないのなら、学校外での地域活動も部活動と認めてはどうか。」との質問があり、執行部より、「研究・検討していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「学校外の活動をどうしたら部活動として認めるのか指針や生徒への周知方法についても検討して頂きたい。」との要望があり、執行部より、「学校とも協

議し、内容を精査していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「スクールバスの対象者については、柔軟に考えて頂きたい。ルートや地形の起伏があることや男女の体力差などを考慮するのか。」との質問があり、執行部より、「遠距離通学の対象は、概ね6キロメートルを想定している。自治会単位での柔軟な対応を予定している。」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「町営バスの活用についても考えていただきたい。」との意見があり、執行部より、「地域公共交通計画の策定を予定している。町民の民意をくみ取るため、アンケートも実施する。」との答弁がありました。

また、委員より、「綾上地区は、起伏がかなりある。特定地域を設定し、支援をしたり、町営バスの利用において、回数券を配布するなどの対応を考えてはどうか。」との質問があり、執行部より、「特定地域を設定するには、調査が必要で、他市町でもそのような事例はない。町営バスの対応についても研究課題としたい。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「学校運営について、2校の教員において、部会を設け、統合中学校の学校運営について協議している。」との説明がありました。

また、委員より、「標準服の金額に、夏のスカートやズボンの金額は、入っているのか。また、購入費の補助金について、考えていないのか。子育て支援も含めて考えて頂きたい。」との質問があり、執行部より、「金額には、含まれていない。また、補助金は、現段階では考えていない。標準服の金額については、精査する。」との答弁がありました。

また、委員より、「標準服の購入については、激変緩和措置や子育て支援として、入学支援として恒常的な補助金を、検討して頂きたい。」との意見があり、執行部より、「町全体の課題として、研究・協議していく。子ども園でも制服の補助はない。」との答弁がありました。

また、委員より、「統合がないのなら、親の努力で制服をもらったりできるが、今回は制服が新しくなるので制服をもらうことができない。補助金について、再考をお願いする。」との要望がありました。

また、委員より、「学校の跡地利用について、農業大学の誘致については、考えないのか。」との質問があり、執行部より、「考えていない。付帯施設もあり不可能である。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「幼児人口・こども園入園者数の推移について」資料により説明がありました。

協議事項を終え、続いてその他協議に入りましたが、執行部からの協議事項、委員からの質問もなく、午後2時58分にすべての協議を終え、学校等再編整備調査特別委員会を閉会致しました。終わります。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） これより、採決を行います。

- 議長（河野）議案第1号、「農業委員会委員の任命同意について」を採決致します。
- 議長（河野）この採決は、人事案件でございますので、起立によって行います。本件に同意することに賛成の方は、ご起立願います。
- （起立全員）
- 議長（河野）ありがとうございました。起立全員でございます。よって農業委員会委員に福家範行氏を任命同意することに決定致しました。
- 議長（河野）議案第2号、「綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を採決致します。
- 議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（河野）「異議なし」と認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）議案第3号、「工事請負契約の締結について」を、採決致します。
- 議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（河野）「異議なし」と認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）議案第4号、「令和3年度 綾川町一般会計補正予算（第2号）について」を採決致します。
- 議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（河野）「異議なし」と認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）議案第5号、「指定管理者の指定について」を、議題と致します。
- 議長（河野）これより、質疑を省略し、討論を許します。
- 議長（河野）まず、反対者の発言を許します。
- 1番（三好東）はい。議長。
- 議長（河野）1番、三好東曜君
- 1番（三好東）議案第5号「指定管理者の指定について」の反対討論を行います。

厚生常任委員会で審議を致しましたが、今から読みあげる以下の点において、行政の説明を十分に得られていません。不明な部分があるままで賛成は致しかねます。

経営計画書の開示を求めましたが、開示されていません。一般的に議決を行う場合、開示請求があれば開示する事が適当です。守秘義務を課せば情報漏洩により当該企業に不利益を与える事には繋がらないと思います。総務省に地方自治法第244条の2第6項について問い合わせましたが、経営計画書を開示をしてはならないという法律は存在しませんでした。行政執行部からはなぜ、指定管理業者の経営計画書を開示でき

ないかという説明がありませんでした。経営計画書なしに是非の判断は致しかねます。また、議員に理解を求めるために必要な要点の説明も十分にはなされませんでした。以下に、不明点を列挙致します。

1. 町が負担するとされている施設改修費の施工主が不明。20万円を超える施設改修費は町が負担する事になるとの説明がありましたが、発注者は町になるのか、当該指定管理業者になるのかが不明です。町が発注者の場合は問題ありませんが、当該指定管理業者による発注を町が支払うという形であれば、過剰発注や、架空発注のリスクがあります。

2. 資金の流れや保証の有無などが不明。当該事業のリスクを誰が負うかという確認がとれていません。連帯保証の有無やその他の補助金等、運営補助金など町と当該企業との実質的な資金の流れも不明です。また、契約満了後の保証などについても不明で確認が取れていません。

3. 町職員が派遣職員として当該施設で働く可能性の有無と人件費の受け持ちが不明です。もし派遣職員として町職員が働く場合、当該職員の人件費は誰が受け持つのか、確認が取れていません。

4. 陶病院など、町有の他の施設の使用権が不明。満床時等やその他の理由で、他の施設について特別な配慮等の契約の有無があるのか不明で、確認が取れていません。

5. 施設機能の保証が不明。老健の運営となっていますが、全施設が5年間老健として運営されるのか不明です。転用等の特則の詳細が不明で確認が取れていません。

以上5点について確認が取れていないのと、経営計画書が開示されないため、議決判断をするための私が考える必要最低限の情報不足しています。従って、現段階で第5号議案、指定管理者の指定を議決することについては反対致します。更なる情報開示と審議が必要だと考えます。以上で反対討論を終わります。

○議長（河野）次に、賛成者の発言を許します。ございませんか。

○12番（福家利）議長。12番、福家利智子。

○議長（河野）12番、福家利智子君

○12番（福家利）はい。

○12番（福家利）「指定管理者の指定について」の賛成討論を行います。

老人介護保健施設あやがわの指定管理については、経営が悪化している同施設の運営を民間事業者の活力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費削減による健全な経営を図るためのものです。綾川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例では、「申請があったときは、指定管理者の候補者を選定し、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。」とあります。

指定管理者の候補者を、

(1) 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に該当するものであること。
の条件をいずれも満たしている中から選んでおります。また、指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、綾川町指定管理者選定審議会へ諮問し、その意見を聴かなければならないとなっており、それにより、審議会のなかで、その候補者として適当である答申をもとに、議会の議決を求めてきているものであります。本定例会の常任委員会での担当課の説明内容をもって、十分理解するものであります。

そしてこの度、指定管理者の候補者選定審議会により選定された公益社団法人 地域医療振興協会は、先般提供されました資料を拝見したところ、協会の設立目的を地域保健医療の確保と質の向上を図り、住民福祉の増進と地域の振興に寄与することとし、自治医科大学の卒業生が中心となって設立された団体とされています。運営している病院、老健、診療所は全国で78カ所で、協会に勤務する職員も看護職、介護職合わせて約5,000人が勤務し、質の高い地域医療の確保に臨んでおられるようです。運営している老人保健施設は17カ所あり、その内12カ所は指定管理での運営と聞いております。

それらの実績をふまえ、またスケールメリットを生かし、健全で持続可能な経営が見込め、介護サービスを維持向上させるものと確信しております。さらに、町において職員の身分保障については十分に配慮していただき、協会においても待遇面で考慮していただけるということでもあります。

以上のことから「指定管理者の指定について」の議案について賛成致します。

○議長（河野）次に、反対者の発言を許します。

○議長（河野）次に、賛成者の発言を許します。

○議長（河野）16番、安藤利光君。

○16番（安藤）議案第5号の「指定管理者の指定について」の賛成討論を行います。

今回、指定管理者に指定する団体は、公益社団法人 地域医療振興協会でございますが、今、福家議員さんお話しのとおり、同協会は自治医科大学の卒業生が中心となり、昭和61年5月に設立された公益社団法人であります。その主要な目的は、我が国のへき地医療の充実であります。協会は設立以来、全国で78カ所に及び、病院、診療所の直営並びに指定管理による運営を行っています。老健も17施設運営を行っており、これらの施設は、すべて自治医科大学の卒業生により運営されており、関係市町村、住民の高い評価を得ているところであります。

自治医科大学は、地域医療振興協会と一体となり、日本のへき地医療を支える努力を行っております。例えば、大阪府の千早赤坂村にある、国民健康保険診療所ですが、5年前に、地域医療振興協会が運営を行っております。医師を派遣し、医師と職員も含め5人体制で行っております。大阪市に近く、それ以前は経営を維持するのが難しくなり、一時は無医村になるのではないかという不安もある中、医師の派遣と職員5人採用し維持をして行っております。住民からは、維持ができていて高い評価を得られているという事を言っておりました。職員の方は、経営は全て完全にはできない。限界もあるし。しかし続けて維持できることが大切であるという事を言っておりました。

最近では、ワクチンにつきましても、個人の民間に頼ることなく、同協会の医師が中心となり地元医師会に頼み集団接種ができていているということをお話しておりました。

また、東京都の台東区台東病院 老人保健施設 千束というところがあります。同施設は150床、通所50床の老健施設であります。平成21年から地域医療振興協会と10年ごと契約して、運営は地域医療振興協会が行っております。それ以前は、福祉事業団が経営しておりましたが難しくなり、同協会に頼んだという事を言っておりました。令和2年度はコロナ禍のなかですが収入が増えて、給料も上昇したという事を言っておりました。老健と病院と一緒に運営しているということでもあります。近くには自治医科大学の卒業生である、この町内でも綾上診療所の十枝先生もおられます。そしてまた陶病院にも大原先生ら4人の自治医大の卒業先生方もおられます。大原先生の出身である三豊総合病院にも自治医大の卒業生の方がおられます。その方が活躍している状況を見ますとですね、このことはやはり私達も進めていくべきじゃないかというふうに思うわけであります。肝心なことは、経営を継続していくことでもあります。そして、持てる資源を活用して、地域医療に取り組んでいる地域医療振興協会が応募してくれました事に対して、我々は感謝を申し上げなければならぬというふうに思います。民間に売却することなく、綾川町の老健施設の理念である「利用者の意見を尊重し、自立した生活が継続できる質の高いケアを提供します。」という事をふまえた、老健の理念を安定的な運営に努めるという事を同協会も言明しております。町としても、職員、利用者、住民の方に不便をかけず進めていくという事を言っており、本議案について賛成の討論と致します。終わります。

○議長（河野） これより採決を行います。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を、委員長の報告のとおり決することに 賛成諸君の起立を求めます。

（起立 12名）

○議長（河野） ありがとうございます。起立多数です。

○議長（河野） よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（河野） 次に、報告第1号、「繰越明許費繰越計算書について」は、ご報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（河野）報告第2号、「令和2年度 株式会社 綾南プラザ決算について」及び「令和3年度 株式会社 綾南プラザ事業計画及び予算について」、報告第3号、「令和2年度 有限会社 綾歌南部農業振興公社決算について」及び「令和3年度 有限会社 綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」の2件は、報告のとおり、承認することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって報告第2号及び報告第3号は、原案のとおり承認されました。

○議長（河野）発議第1号、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野）お謀り致します。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって、本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに致しました。

○議長（河野）発議第2号、「性犯罪に関する刑法規定のさらなる改正を求める意見書について」を、議題と致します。

○議長（河野）本件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。大野直樹君。

○6番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○6番（大野）ただ今議長に求められました、「性犯罪に関する刑法規定のさらなる改正を求める意見書」について、提案理由を申し上げます。

性犯罪・性暴力は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、長年にわたり心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。しかし、日本では性犯罪は、軽く扱われ、明治時代に制定された刑法が2017年の改正まで大筋では変わることなく、そのまま踏襲されてきました。110年ぶりの性犯罪に関する刑法では、大幅な改正がなされたものの、いくつかの課題は積み残され、性犯罪・性暴力の実態に即したものとは言い難い内容です。この改正法の附則には「施行後3年を目途として施策のあり方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる」との規定が盛り込まれました。その改正から3年が経過した現在、再犯防止の取り組みを強化すると共に、被害者の想いに寄り添い、性被害の実態に即した早急な刑法の見直しが必要と考え、この意見書を提出させて頂きました。

今まさに、法務省の刑事法検討会において議論がなされている最中でございます。この機会を逃すことなく、国や政府に対して要望を挙げていく意義があると思っております。

で、是非、今定例会におきまして、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）これより討論を認めます。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。

○議長（河野）これより採決を行います。

○議長（河野）この採決は起立によって行います。

○議長（河野）本案を採択することに、賛成の方はご起立願います。

（起立 13名）

○議長（河野）はい。ありがとうございます。起立多数でございます。

○議長（河野）よって、本案は採択されました。

○議長（河野）以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了致しました。

○議長（河野）従って、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日で閉会致したいと思います。

○議長（河野）閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。

○議長（河野）よって本定例会は、本日で閉会することに、決定致しました。これで、本日の会議を閉じます。

○議長（河野）令和3年第4回綾川町議会定例会を閉会致します。ありがとうございます。

閉会 午前 11時04分